

# 愛知県地域防災計画(地震・津波災害対策計画)

## 新旧対照表(案)

令和3年7月修正



地震・津波災害対策計画 新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年7月修正）	修正案（令和3年〇月修正予定）	備考
	<b>第1編 総則</b>	<b>第1編 総則</b>	
	<b>第1章 計画の目的</b>	<b>第1章 計画の目的</b>	
	<b>第2節 計画の性格</b>	<b>第2節 計画の性格</b>	
1	<b>2 地震防災強化計画</b> 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条第2項に基づき、東海地震の地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の地方公共団体は、地域防災計画において、 ①地震防災応急対策に係る措置に関する事項 ②東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項 ③東海地震に係る防災訓練に関する事項 ④東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項 を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を同法では地震防災強化計画と呼んでいるが、本計画においては、 <u>①を第5編「東海地震に関する事前対策」で定め、②から④までの事項については第2編「災害予防」で定めるものとする。</u> （略）	<b>2 地震防災強化計画</b> 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第6条第2項に基づき、東海地震の地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の地方公共団体は、地域防災計画において、 ①地震防災応急対策に係る措置に関する事項 ②東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項 ③東海地震に係る防災訓練に関する事項 ④東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項 を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を同法では地震防災強化計画と呼んでいるが、本計画においては、 <u>計画中に別紙として位置付けた「東海地震に関する事前対策」</u> で定めるものとする。 （略）	計画構成の見直し
2	<b>3 南海トラフ地震防災対策推進計画</b> 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の地方公共団体は地域防災計画において、 ①南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項 ②南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 ③南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項 ④関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項 ⑤南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する	<b>3 南海トラフ地震防災対策推進計画</b> 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の地方公共団体は地域防災計画において、 ①南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項 ②南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項 ③南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項 ④関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項 ⑤南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する	計画構成の見直し

地震・津波災害対策計画 新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年7月修正）	修正案（令和3年〇月修正予定）	備考																																				
	<p>事項 を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を同法では南海トラフ地震防災対策推進計画と呼んでいるが、この計画においては第2編「災害予防」及び第3編「災害応急対策」で定めるものとする。 (略)</p>	<p>事項 を定めることとなっており、これらの事項について定めた部分を同法では南海トラフ地震防災対策推進計画と呼んでいるが、この計画においては第2編「災害予防」、第3編「災害応急対策」及び第5編「南海トラフ地震臨時情報発表時の対応」で定めるものとする。 (略)</p>																																					
	<b>第3節 計画の構成</b>	<b>第3節 計画の構成</b>																																					
3	<p>この計画の構成と主な内容は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">構成</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1編</td> <td>総則</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2編</td> <td>災害予防</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3編</td> <td>災害応急対策</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4編</td> <td>災害復旧・復興</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第5編</td> <td><u>東海地震に関する事前対策</u></td> <td><u>東海地震注意情報が発表された場合、又は東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合の対策等</u></td> </tr> </tbody> </table>	構成		主な内容	第1編	総則	(略)	第2編	災害予防	(略)	第3編	災害応急対策	(略)	第4編	災害復旧・復興	(略)	第5編	<u>東海地震に関する事前対策</u>	<u>東海地震注意情報が発表された場合、又は東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合の対策等</u>	<p>この計画の構成と主な内容は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">構成</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1編</td> <td>総則</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2編</td> <td>災害予防</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3編</td> <td>災害応急対策</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4編</td> <td>災害復旧・復興</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第5編</td> <td><u>南海トラフ地震臨時情報発表時の対応</u></td> <td><u>南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応等</u></td> </tr> </tbody> </table>	構成		主な内容	第1編	総則	(略)	第2編	災害予防	(略)	第3編	災害応急対策	(略)	第4編	災害復旧・復興	(略)	第5編	<u>南海トラフ地震臨時情報発表時の対応</u>	<u>南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応等</u>	計画構成の見直し
構成		主な内容																																					
第1編	総則	(略)																																					
第2編	災害予防	(略)																																					
第3編	災害応急対策	(略)																																					
第4編	災害復旧・復興	(略)																																					
第5編	<u>東海地震に関する事前対策</u>	<u>東海地震注意情報が発表された場合、又は東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合の対策等</u>																																					
構成		主な内容																																					
第1編	総則	(略)																																					
第2編	災害予防	(略)																																					
第3編	災害応急対策	(略)																																					
第4編	災害復旧・復興	(略)																																					
第5編	<u>南海トラフ地震臨時情報発表時の対応</u>	<u>南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応等</u>																																					
	<b>第2章 本県の特質と災害要因</b>	<b>第2章 本県の特質と災害要因</b>																																					
	<b>第1節 本県の地形・地質</b>	<b>第1節 本県の地形・地質</b>																																					
4	<p>(略) また、濃尾平野の西縁には養老断層（<u>三重県</u>）が南北に走っている。 (略)</p>	<p>(略) また、濃尾平野の西縁には養老断層が南北に走っている。 (略)</p>	表記の整理																																				
	<b>第4章 基本理念及び重点を置くべき事項</b>	<b>第4章 基本理念及び重点を置くべき事項</b>																																					
	<b>第2節 重点を置くべき事項</b>	<b>第2節 重点を置くべき事項</b>																																					
17	<p><b>1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項</b> 大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、都道府県間・市町村間の相互支援体制を構築すること。</p>	<p><b>1 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項</b> 大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、都道府県間・市町村間の相互支援体制を構築する<u>とともに、実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分</u></p>	防災基本計画 第1編第3章 (P6)																																				

地震・津波災害対策計画 新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年7月修正）	修正案（令和3年〇月修正予定）	備考								
	<p><b>5 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項</b> 住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、<u>避難勧告</u>等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「<u>屋内安全確保</u>」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。</p> <p><b>6 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項</b> 被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。</p>	<p><u>析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。</u></p> <p><b>5 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項</b> 住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、<u>避難情報</u>の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「<u>緊急安全確保</u>」の指示、避難行動要支援者名簿<u>及び個別避難計画</u>の作成及び活用を図ること。</p> <p><b>6 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項</b> 被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。 <u>また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図ること。</u></p>	<p>改正後の災害対策基本法第60条第1項、第3項及び第49条の14関係</p> <p>防災基本計画第2編第1章（P16）</p>								
	<b>第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b>	<b>第5章 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱</b>									
	<b>第1節 実施責任</b>	<b>第1節 実施責任</b>									
18	<p><b>5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</b> 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり平素から災害予防体制の整備を図るとともに、<u>警戒宣言発令時及び災害時には</u>、応急措置を実施する。 また、県、市町村その他防災関係機関の防災活動に協力する。</p>	<p><b>5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者</b> 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。 また、県、市町村その他防災関係機関の防災活動に協力する。</p>	計画構成の見直し								
	<b>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</b>	<b>第2節 処理すべき事務又は業務の大綱</b>									
19	<p><b>1 県</b></p> <table border="1" data-bbox="309 1284 1102 1453"> <thead> <tr> <th data-bbox="309 1284 477 1327">機関名</th> <th data-bbox="477 1284 1102 1327">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="309 1327 477 1453">県</td> <td data-bbox="477 1327 1102 1453">(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報（<u>東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報</u>、南海トラフ地震に関連する情報等を</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	県	(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報（ <u>東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報</u> 、南海トラフ地震に関連する情報等を	<p><b>1 県</b></p> <table border="1" data-bbox="1153 1284 1951 1453"> <thead> <tr> <th data-bbox="1153 1284 1321 1327">機関名</th> <th data-bbox="1321 1284 1951 1327">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1153 1327 1321 1453">県</td> <td data-bbox="1321 1327 1951 1453">(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	県	(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。	計画構成の見直し
機関名	内容										
県	(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報（ <u>東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報</u> 、南海トラフ地震に関連する情報等を										
機関名	内容										
県	(1) 災害予警報を始めとする災害に関する情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。										

地震・津波災害対策計画 新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年7月修正）		修正案（令和3年〇月修正予定）		備考					
20		<p>含む。)の収集伝達を行う。</p> <p>(2) 災害広報（<u>東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報</u>、南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(5) <u>避難の勧告、指示</u>を代行することができる。</p> <p>(略)</p> <p>(26) <u>東海地震注意情報又は</u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。</p> <p>(略)</p>		<p>(2) 災害広報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(5) <u>避難の指示</u>を代行することができる。</p> <p>(略)</p> <p>(26) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、公共土木施設を巡視・点検し、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>改正後の災害対策基本法第60条第1項関係</p> <p>計画構成の見直し</p>					
	<p>県警察</p>	<p>(1) 災害時<u>又は警戒宣言発令時</u>等における警備対策、交通対策等の企画、調整及び推進に関することを行う。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 被害実態の早期把握と情報（<u>東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連する情報</u>、南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の伝達を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(9) 災害時<u>又は警戒宣言発令時</u>等における交通秩序の保持を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>県警察</p>	<p>(1) 災害時等における警備対策、交通対策等の企画、調整及び推進に関することを行う。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 被害実態の早期把握と情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の伝達を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(9) 災害時等における交通秩序の保持を行う。</p> <p>(略)</p>						
<p>2 市町村</p> <table border="1" data-bbox="309 1310 1108 1426"> <thead> <tr> <th data-bbox="309 1310 481 1353">機関名</th> <th data-bbox="486 1310 1108 1353">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="309 1353 481 1426">市町村</td> <td data-bbox="486 1353 1108 1426">(1) 災害予警報を始めとする地震に関する情報（<u>東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	市町村	(1) 災害予警報を始めとする地震に関する情報（ <u>東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連</u>	<p>2 市町村</p> <table border="1" data-bbox="1198 1310 1998 1426"> <thead> <tr> <th data-bbox="1198 1310 1370 1353">機関名</th> <th data-bbox="1375 1310 1998 1353">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1198 1353 1370 1426">市町村</td> <td data-bbox="1375 1353 1998 1426">(1) 災害予警報を始めとする地震に関する情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	市町村	(1) 災害予警報を始めとする地震に関する情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）	
機関名	内容									
市町村	(1) 災害予警報を始めとする地震に関する情報（ <u>東海地震に関する警戒宣言、東海地震に関連</u>									
機関名	内容									
市町村	(1) 災害予警報を始めとする地震に関する情報（南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）									

地震・津波災害対策計画 新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年7月修正）		修正案（令和3年〇月修正予定）		備考											
		<p><u>する情報</u>、南海トラフ地震に関連する情報等を含む。）の収集伝達を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害広報（<u>東海地震に関する警戒宣言</u>、<u>東海地震に関連する情報</u>、南海トラフ地震に関連する情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）等を含む。）を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(6) <u>避難の勧告、指示</u>を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(20) <u>東海地震注意情報又は</u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。</p> <p>(略)</p>		<p>の収集伝達を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害広報（南海トラフ地震に関連する情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）等を含む。）を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(6) <u>避難の指示</u>を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(20) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された段階から、応急復旧に必要な人員・資機材の確認を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>改正後の災害対策基本法第60条第1項関係</p>											
21	<p><b>3 指定地方行政機関</b></p>		<p><b>3 指定地方行政機関</b></p>		<p>計画構成の見直し</p>											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="306 936 481 965">機関名</th> <th data-bbox="486 936 1108 965">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="306 968 481 1045">中部管区警察局</td> <td data-bbox="486 968 1108 1045">(略) (6) 津波警報等の伝達を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="306 1048 481 1428">東海財務局</td> <td data-bbox="486 1048 1108 1428">(略) (4) <u>警戒宣言が発せられたときは、必要に応じて、 適当と認める機関又は団体と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対し、その業務の円滑な遂行を確保するため、適切な措置を講じるよう要請する。</u> (5) (略) (6) 災害が発生した場合、<u>又は東海地震にかかる警戒宣言が発せられたときに応急措置等のため必要があると認められるときは、</u>管理する国</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	中部管区警察局	(略) (6) 津波警報等の伝達を行う。	東海財務局	(略) (4) <u>警戒宣言が発せられたときは、必要に応じて、 適当と認める機関又は団体と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対し、その業務の円滑な遂行を確保するため、適切な措置を講じるよう要請する。</u> (5) (略) (6) 災害が発生した場合、 <u>又は東海地震にかかる警戒宣言が発せられたときに応急措置等のため必要があると認められるときは、</u> 管理する国		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1196 936 1355 965">機関名</th> <th data-bbox="1359 936 1989 965">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1196 968 1355 1045">(略)</td> <td data-bbox="1359 968 1989 1045">(略) <u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1196 1048 1355 1428">東海財務局</td> <td data-bbox="1359 1048 1989 1428">(略) <u>(削除)</u>  (4) (略) (5) 災害が発生した場合、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	内容	(略)	(略) <u>(削除)</u>	東海財務局	(略) <u>(削除)</u>  (4) (略) (5) 災害が発生した場合、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。	
機関名	内容															
中部管区警察局	(略) (6) 津波警報等の伝達を行う。															
東海財務局	(略) (4) <u>警戒宣言が発せられたときは、必要に応じて、 適当と認める機関又は団体と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対し、その業務の円滑な遂行を確保するため、適切な措置を講じるよう要請する。</u> (5) (略) (6) 災害が発生した場合、 <u>又は東海地震にかかる警戒宣言が発せられたときに応急措置等のため必要があると認められるときは、</u> 管理する国															
機関名	内容															
(略)	(略) <u>(削除)</u>															
東海財務局	(略) <u>(削除)</u>  (4) (略) (5) 災害が発生した場合、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。															



地震・津波災害対策計画 新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年7月修正）		修正案（令和3年〇月修正予定）		備考
26		有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。 <u>(7)</u> （略）		<u>(6)</u> （略）	計画構成の見直し
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	第四管区海上保安本部	(1) 船舶、臨海施設、遊泳者等に対し、 <u>警戒宣言</u> <u>その他</u> 地震等に関する情報の伝達及び周知を図る。 (略)	第四管区海上保安本部	(1) 船舶、臨海施設、遊泳者等に対し、地震等に関する情報の伝達及び周知を図る。 (略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	中部地方整備局	(略) <u>(2) 地震防災応急対策</u> <u>ア 警戒宣言が発令された場合、緊急輸送路を確保する等の目的で実施される交通規制に協力する。</u> <u>イ 道路利用者に対して、東海地震に関連する情報等及び交通規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけを行う。</u> <u>(3)</u> （略） <u>(4) 応急復旧</u> (略) <u>カ 飛行場の被災に際しては、必要に応じ総合的な応急対策及び応急復旧工事を施行する。</u> <u>キ</u> （略） <u>ク</u> （略）	中部地方整備局 <u>(削除)</u>  <u>(2)</u> （略） <u>(3) 応急復旧</u> (略) <u>(削除)</u>  <u>カ</u> （略） <u>キ</u> （略）		
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	4 自衛隊		4 自衛隊		
	機関名	内容	機関名	内容	
	自衛隊	(略) <u>(2) 東海地震注意情報の発表に伴う措置</u>	自衛隊	(略) <u>(削除)</u>	





地震・津波災害対策計画 新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年7月修正）		修正案（令和3年〇月修正予定）		備考
		<p><u>震速報</u>、地震情報等及び被害状況等の報道を行う。</p> <p><u>(6)</u>（略）</p>		<p><u>震速報（警報）</u>、地震情報等及び被害状況等の報道を行う。</p> <p><u>(5)</u>（略）</p>	づく整理
	中日本高速道路株式会社	<p><u>(1) 警戒宣言、東海地震に関連する情報等を伝達する。</u></p> <p><u>(2)</u>（略）</p>	中日本高速道路株式会社	<p><u>(削除)</u></p> <p>（略）</p>	
	中部国際空港株式会社	<p>(1) 地震に関する情報 <u>（東海地震に関連する情報を含む。）</u> を収集し、空港利用者に正確かつ迅速に伝達する。</p> <p>(2) <u>東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合は連絡体制の強化を図り、東海地震注意情報が発表された場合及び</u>災害が発生した場合は、社員の非常招集を行い、地震災害に備える。</p> <p>（略）</p> <p>(5) <u>警戒宣言が発令された場合及び</u>災害が発生した場合は、空港利用者の避難、傷病者の応急救護並びに要保護者の保護を実施する。</p> <p>（略）</p>	中部国際空港株式会社	<p>(1) 地震に関する情報を収集し、空港利用者に正確かつ迅速に伝達する。</p> <p>(2) 災害が発生した場合は、社員の非常招集を行い、地震災害に備える。</p> <p>（略）</p> <p>(5) 災害が発生した場合は、空港利用者の避難、傷病者の応急救護並びに要保護者の保護を実施する。</p> <p>（略）</p>	
	東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社	<p>（略）</p> <p><u>(2) 警戒宣言時の正確かつ迅速な伝達を行う。</u></p> <p><u>(3) 地震災害警戒本部等を設置し、地震防災応急対策の円滑な推進を図る。</u></p> <p><u>(4) ～ (9)</u>（略）</p>	東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社	<p>（略）</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(2) ～ (7)</u>（略）</p>	
	（略）	（略）	（略）	（略）	
	中部電力株式会社（※1）、株式会社 J E R A、関西電力株式会社（※2）、電	<p>(1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、<u>東海地震注意情報が発表された場合、並びに</u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合 <u>又は警戒宣言が発せられた場合には</u>電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。</p> <p>（略）</p>	中部電力株式会社（※1）、株式会社 J E R A、関西電力株式会社（※2）、電	<p>(1) 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発せられた場合には電力施設の応急安全措置等災害予防に必要な応急対策を実施する。</p> <p>（略）</p>	

地震・津波災害対策計画 新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年7月修正）		修正案（令和3年〇月修正予定）		備考
31	源開発株式会社（※3）		源開発株式会社（※3）		計画構成の見直し
	東邦瓦斯株式会社	(略) <u>(2) 東海地震注意情報が発表された場合、災害対策本部を設置し、地震防災応急対策の準備を行う。</u> <u>(3) (略)</u>	東邦瓦斯株式会社	(略) <u>(削除)</u>  <u>(2) (略)</u>	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	西日本電信電話株式会社	<u>(1) 警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時）等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</u> <u>(2) 警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時）等が発せられた場合及び災害応急措置の実施に通信が必要な場合に通信設備を優先的に利用させる。</u> <u>(3) ～ (7) (略)</u>	西日本電信電話株式会社	<u>(削除)</u>  <u>(削除)</u>  <u>(1) ～ (5) (略)</u>	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	株式会社NTTドコモ	<u>(1) 警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時）等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。</u> <u>(2) 警戒宣言並びに東海地震予知情報、東海地震注意情報、東海地震に関連する調査情報（臨時）等が発せられた場合及び災害応急措置の実施に通信が必要な場合に通信設備を優先的に利用させる。</u> <u>(3) ～ (5) (略)</u>	株式会社NTTドコモ	<u>(削除)</u>  <u>(削除)</u>  <u>(1) ～ (3) (略)</u>	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	<b>6 指定地方公共機関</b>		<b>6 指定地方公共機関</b>		
	機関名	内容	機関名	内容	
	(略)	(略)	(略)	(略)	

地震・津波災害対策計画 新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年7月修正）		修正案（令和3年〇月修正予定）		備考
	各ガス事業 会社	(略) <u>(2) 東海地震注意情報が発表された場合には、 非常体制に入る。</u> <u>(3) (略)</u>	各ガス事業 会社	(略) <u>(削除)</u> <u>(2) (略)</u>	
	一般社団法人 愛知県ト ラック協会	<u>(1) 警戒宣言発令後、緊急輸送対策本部及び支 部対策室を設置する。</u> <u>(2) (略)</u>	一般社団法人 愛知県ト ラック協会	<u>(削除)</u> (略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	
<b>第2編 災害予防</b>		<b>第2編 災害予防</b>			
<b>第1章 防災協働社会の形成推進</b>		<b>第1章 防災協働社会の形成推進</b>			
<b>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</b>		<b>第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携</b>			
35	<b>4 自主防災組織における措置</b> 自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時、 <u>警戒宣言発令時</u> 及び災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。 (1) 平常時の活動 (略) <u>(2) 警戒宣言発令時の活動</u> <u>ア 市町村、消防機関等からの情報の伝達</u> <u>イ 県民のとるべき措置の呼びかけ</u> <u>ウ 高齢者や病人の安全確保</u> <u>エ 発災に備えた防災用資機材等の点検、確保</u> (3) 災害発生時の活動 (略)	<b>4 自主防災組織における措置</b> 自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時及び災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。 (1) 平常時の活動 (略) <u>(削除)</u>  <u>(2) 災害発生時の活動</u> (略)	計画構成の見直し		
36	<b>6 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</b> (2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催 県及び市町村は、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。	<b>6 ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進</b> (2) ボランティアコーディネーター養成講座の開催 県及び市町村は、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役となるコーディネーターの確保に努めるものとする。	表記の整理		

地震・津波災害対策計画 新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年7月修正）	修正案（令和3年〇月修正予定）	備考
	<p>このため、県及び市町村等は、ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネート知識・技術の向上を図るための<u>フォローアップ</u>研修等を実施する。</p> <p>なお、市町村等は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施する<u>フォローアップ</u>講座等を受講させるものとする。</p>	<p>このため、県及び市町村等は、ボランティアコーディネーターの養成に努めるとともに、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネート知識・技術の向上を図るための<u>レベルアップ</u>研修等を実施する。</p> <p>なお、市町村等は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施する<u>レベルアップ</u>講座等を受講させるものとする。</p>	
	<b>第2章 建築物等の安全化</b>	<b>第2章 建築物等の安全化</b>	
39	<p><b>■ 基本方針</b></p> <p>○ 現在、建築物の構造上の安全性は、建築基準法を基盤に日本建築学会等の技術基準によってかなり高い水準が確保されているが、防災上重要な建物となる公共施設は、より強い地震を想定して、一層耐震性を強化して<u>崩壊</u>防止に努める必要がある。</p> <p>（略）</p>	<p><b>■ 基本方針</b></p> <p>○ 現在、建築物の構造上の安全性は、建築基準法を基盤に日本建築学会等の技術基準によってかなり高い水準が確保されているが、防災上重要な建物となる公共施設は、より強い地震を想定して、一層耐震性を強化して<u>倒壊</u>防止に努める必要がある。</p> <p>（略）</p>	表記の整理
	<b>第2節 交通関係施設等の整備</b>	<b>第2節 交通関係施設等の整備</b>	
42	<p><b>2 道路施設</b></p> <p>(1) 道路・橋梁等の整備</p> <p>ア 災害に強い道路ネットワークの整備</p> <p>大地震等の災害発生時においても、我が国の経済活動、国民に及ぼす影響を最小化し、災害応急活動<u>および警戒宣言発令時対策活動</u>の実施に必要な物資・資機材・要員等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路を事前に指定するとともに、その整備に努める。さらに、必要な代替ルートの確保に努める。</p> <p>（略）</p>	<p><b>2 道路施設</b></p> <p>(1) 道路・橋梁等の整備</p> <p>ア 災害に強い道路ネットワークの整備</p> <p>大地震等の災害発生時においても、我が国の経済活動、国民に及ぼす影響を最小化し、災害応急活動の実施に必要な物資・資機材・要員等の緊急輸送を行うため、緊急輸送道路を事前に指定するとともに、その整備に努める。さらに、必要な代替ルートの確保に努める。</p> <p>（略）</p>	計画構成の見直し
	<b>第3節 ライフライン関係施設等の整備</b>	<b>第3節 ライフライン関係施設等の整備</b>	
46	<p><b>1 施設管理者、県（防災安全局、建設局）及び市町村における措置</b></p> <p>(2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携</p> <p>県及び市町村は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、<u>電力事業者</u>、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、県、電気事業者及び<u>電気通信事業</u></p>	<p><b>1 施設管理者、県（防災安全局、建設局）及び市町村における措置</b></p> <p>(2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携</p> <p>県及び市町村は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、<u>電気事業者</u>、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、県、電気事業者及び<u>通信事業者</u>は、</p>	表記の整理

地震・津波災害対策計画 新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年7月修正）	修正案（令和3年〇月修正予定）	備考
50	<p><u>者</u>は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力を努める。</p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p> <p><b>6 下水道</b>                      (6) 民間団体等の協力                      県は、本県の管理する流域下水道幹線管渠について、公益社団法人日本下水道管路管理業協会愛知県部会と協定を締結し、処理場・ポンプ場について、<u>日本下水道</u>被災後の状況調査等への支援体制を確立する。</p> <p>また、下水道管理者（市町）は、発災後においても下水道施設の維持又は修繕が迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。</p> <p>◆附属資料第15「災害時における下水道管路施設の緊急対応に関する協定書」                      ◆附属資料第15「愛知県・日本下水道事業団災害支援協定」  <u>（追加）</u></p>	<p>倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力を努める。</p> <p>◆附属資料第15「災害時における停電の早期復旧に向けた連携に関する協定（県対中部電力株式会社）」                      ◆附属資料第15「災害時における通信障害の早期復旧に向けた連携に関する協定（県対西日本電信電話株式会社）」</p> <p><b>6 下水道</b>                      (6) 民間団体等の協力                      県は、本県の管理する流域下水道幹線管渠について、公益社団法人日本下水道管路管理業協会愛知県部会と協定を締結し、処理場・ポンプ場について、<u>日本下水道事業団及び一般社団法人日本下水道施設業協会と協定を締結し</u>、被災後の状況調査等への支援体制を確立する。</p> <p>また、下水道管理者（市町）は、発災後においても下水道施設の維持又は修繕が迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。</p> <p>◆附属資料第15「災害時における下水道管路施設の緊急対応に関する協定書」                      ◆附属資料第15「愛知県・日本下水道事業団災害支援協定」                      ◆附属資料第15「自然災害による下水道機械・電気設備緊急工事に関する協定書」</p>	<p>協定の締結による追加</p> <p>表記の整理及び協定の締結による追加</p>
	<p><b>第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</b></p>	<p><b>第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</b></p>	
55	<p><b>1 県（防災安全局、関係局）及び市町村における措置</b>                      県は、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)」による「地震対策緊急整備事業計画」及び地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)による「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成し、県及び市町村等は、これらの計画に基づき、<u>警戒宣言発令時の地</u></p>	<p><b>1 県（防災安全局、関係局）及び市町村における措置</b>                      県は、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和55年法律第63号)」による「地震対策緊急整備事業計画」及び地震防災対策特別措置法(平成7年法律第111号)による「地震防災緊急事業五箇年計画」を作成し、県及び市町村等は、これらの計画に基づき、<u>地震防災上緊急に整</u></p>	<p>計画構成の見直し</p>



地震・津波災害対策計画 新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年7月修正）	修正案（令和3年〇月修正予定）	備考
	<p><u>震防災応急対策又は地震発生後の災害応急対策を実施する上で必要な施設等を整備するものとする。</u> また、県および市町村は、地震防災対策を推進するため、単独事業等を実施する。</p>	<p><u>備すべき施設等を整備するものとする。</u>  また、県及び市町村は、地震防災対策を推進するため、単独事業等を実施する。</p>	表記の整理
	<b>第3章 都市の防災性の向上</b>	<b>第3章 都市の防災性の向上</b>	
	<b>■基本方針</b>	<b>■基本方針</b>	
58	<p>○ 都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。</p>	<p>○ 都市計画のマスタープラン等に基づき、適切に土地利用計画を定め、道路・公園等の防災上重要な都市施設の整備や建築物の不燃化を促進し、さらに都市基盤施設が不足する密集市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的整備事業を促進する。 <u>また、これらの整備に加え、自然環境の機能を活用することなどにより地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。</u></p>	都市再生基本方針（R2.9）を踏まえた修正
	<b>第1節 都市計画のマスタープラン等の策定</b>	<b>第1節 都市計画のマスタープラン等の策定</b>	
58	県（ <b>都市整備局</b> 、 <b>建築局</b> ）及び市町村における措置	県（ <b>都市・交通局</b> 、 <b>建築局</b> ）及び市町村における措置	組織改正による修正
	<b>第3節 建築物の不燃化の促進</b>	<b>第3節 建築物の不燃化の促進</b>	
59	県（ <b>都市整備局</b> 、 <b>建築局</b> ）及び市町村における措置	県（ <b>都市・交通局</b> 、 <b>建築局</b> ）及び市町村における措置	組織改正による修正
	<b>第4節 市街地の面的な整備・改善</b>	<b>第4節 市街地の面的な整備・改善</b>	
59	県（ <b>都市整備局</b> ）、市町村、土地区画整理組合等における措置	県（ <b>都市・交通局</b> 、 <b>建築局</b> ）、市町村、土地区画整理組合等における措置	表記の整理
	<b>第5章 液状化対策・土砂災害等の予防</b>	<b>第5章 液状化対策・土砂災害等の予防</b>	
63	<p><b>■ 基本方針</b> （略） ○ <u>土砂災害危険箇所や地盤沈下地域を的確に把握し、情報を提供するとともに、</u>市町村の地域防災計画に県の防災上の危険区域の指定状況を反映させるなど市町村との連携を強めて必要な防災対策を積極的に実施していくものとする。</p>	<p><b>■ 基本方針</b> （略） ○ <u>土砂災害警戒区域等の指定を行うとともに、</u>地盤沈下地域を的確に把握し、情報を提供する。<u>また、</u>市町村の地域防災計画に県の防災上の危険区域の指定状況を反映させるなど市町村との連携を強めて必要な防災対策を積極的に実施していくものとする。</p>	土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域等の調査が全て終了したため等



地震・津波災害対策計画 新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年7月修正）	修正案（令和3年〇月修正予定）	備考																		
	<p><b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="264 276 510 316">区分</th> <th data-bbox="510 276 660 316">機関名</th> <th data-bbox="660 276 1093 316">主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="264 316 510 738">第4節 土砂災害の防止</td> <td data-bbox="510 316 660 738">県</td> <td data-bbox="660 316 1093 738"> <u>1(1) 土砂災害危険箇所等の把握</u>  <u>1(2) 土砂災害警戒区域等の指定</u>                      1(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供                      1(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策                      1(5) 土砂災害監視システム<u>の整備</u>                      1(6) <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u>の発令<u>基準</u>に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進                 </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="510 738 660 778">市町村</td> <td data-bbox="660 738 1093 778">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第4節 土砂災害の防止	県	<u>1(1) 土砂災害危険箇所等の把握</u> <u>1(2) 土砂災害警戒区域等の指定</u> 1(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 1(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 1(5) 土砂災害監視システム <u>の整備</u> 1(6) <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u> の発令 <u>基準</u> に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進		市町村	(略)	<p><b>■ 主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1153 276 1400 316">区分</th> <th data-bbox="1400 276 1550 316">機関名</th> <th data-bbox="1550 276 1982 316">主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1153 316 1400 738">第4節 土砂災害の防止</td> <td data-bbox="1400 316 1550 738">県</td> <td data-bbox="1550 316 1982 738">                     1 <u>(1) 土砂災害警戒区域等の指定</u>                      1 <u>(2) 山地災害危険地区の把握</u>                      1(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供                      1(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策                      1(5) 土砂災害監視システム<u>による情報提供</u>                      1(6) 避難指示の発令<u>判断</u>に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進                 </td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1400 738 1550 778">市町村</td> <td data-bbox="1550 738 1982 778">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第4節 土砂災害の防止	県	1 <u>(1) 土砂災害警戒区域等の指定</u> 1 <u>(2) 山地災害危険地区の把握</u> 1(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 1(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 1(5) 土砂災害監視システム <u>による情報提供</u> 1(6) 避難指示の発令 <u>判断</u> に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進		市町村	(略)	
区分	機関名	主な措置																			
第4節 土砂災害の防止	県	<u>1(1) 土砂災害危険箇所等の把握</u> <u>1(2) 土砂災害警戒区域等の指定</u> 1(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 1(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 1(5) 土砂災害監視システム <u>の整備</u> 1(6) <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u> の発令 <u>基準</u> に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進																			
	市町村	(略)																			
区分	機関名	主な措置																			
第4節 土砂災害の防止	県	1 <u>(1) 土砂災害警戒区域等の指定</u> 1 <u>(2) 山地災害危険地区の把握</u> 1(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供 1(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策 1(5) 土砂災害監視システム <u>による情報提供</u> 1(6) 避難指示の発令 <u>判断</u> に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進																			
	市町村	(略)																			
	<p><b>第4節 土砂災害の防止</b></p>	<p><b>第4節 土砂災害の防止</b></p>																			
65	<p><b>1 県（建設局、建築局、農林基盤局）における措置</b></p> <p><u>(1) 土砂災害危険箇所等の把握</u>                      県は、地形、地質、気象的要因や過去の災害履歴等に関する調査により <u>土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所）</u>、山地災害危険地区を把握する。</p> <p><u>(2) 土砂災害警戒区域等の指定</u>                      ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域                      県は、<u>土砂災害危険箇所等について</u>、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果を踏まえ、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を <u>推進する</u>。</p> <p>イ 災害危険区域                      県は、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法第39条の規定に基づく「災害危険区域（地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域）」の指定を <u>推進する</u>。</p>	<p><b>1 県（建設局、建築局、農林基盤局）における措置</b></p> <p><u>(1) 土砂災害警戒区域等の指定</u>                      ア 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域                      県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果を踏まえ、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定を <u>行う</u>。<u>また、指定した各区域においては、地形や土地利用の状況等を継続的に確認し、変化が認められた箇所について詳細な調査を行い、必要に応じて指定区域の見直しを行う。</u></p> <p>イ 災害危険区域                      県は、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所、住居の建築の禁止等を行う必要のある区域においては、建築基準法第39条の規定に基づく「災害危険区域（地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域）」の指定を <u>行う</u>。</p>	<p>土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域等の調査が全て終了したため等</p>																		

地震・津波災害対策計画 新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年7月修正）	修正案（令和3年〇月修正予定）	備考
	<p>ウ 急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域            県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条の規定に基づく「急傾斜地崩壊危険区域」の指定、地すべり等防止法第3条の規定に基づく「地すべり防止区域」の指定を<u>推進する</u>。            なお、<u>未指定の危険箇所</u>については、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら緊急性の高い箇所から順次、<u>指定する</u>ものとする。（地すべりについては、現に地すべり現象が確認された箇所を指定する。）</p> <p>(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供            ア 県は、<u>土砂災害危険箇所、山地災害危険地区、土砂災害防止法に基づく基礎調査結果に関する資料</u>を関係市町村へ提供するとともに、その箇所等を公表、周知する。            基礎調査結果の公表にあたっては、特別警戒区域に相当する区域がわかるように努める。            イ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域を指定するときは、公示するとともに、当該区域に関する資料を関係市町村へ提供する。</p> <p>(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策            土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策は、次のとおり。            (略)            オ 土石流危険溪流            ① (略)            ② 土石流を受け止める砂防<u>えん</u>堤の設置            (略)</p> <p>(5) 土砂災害監視システム<u>の整備</u>            県は、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報（メッシュ情報）を<u>市町村や住民に提供する土砂災害監視システムの整備を行う</u>。</p>	<p>ウ 急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域            県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条の規定に基づく「急傾斜地崩壊危険区域」の指定、地すべり等防止法第3条の規定に基づく「地すべり防止区域」の指定を<u>行う</u>。            なお、<u>指定</u>については、市町村及び関係住民の理解と協力を得ながら緊急性の高い箇所から順次、<u>行う</u>ものとする。（地すべりについては、現に地すべり現象が確認された箇所を指定する。）</p> <p><u>(2) 山地災害危険地区の把握</u>            県は、地形、地質、気象的要因や過去の災害履歴等に関する調査により山地災害危険地区を把握する。</p> <p>(3) 土砂災害警戒区域等に関する情報の提供            ア 県は、<u>土砂災害防止法に基づく基礎調査結果及び山地災害危険地区に関する資料</u>を関係市町村へ提供するとともに、その箇所等を公表、周知する。            基礎調査結果の公表にあたっては、特別警戒区域に相当する区域がわかるように努める。            イ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域を指定するときは、公示するとともに、当該区域に関する資料を関係市町村へ提供する。</p> <p>(4) 土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策            土砂災害等に係る指定等がされた区域内の主な対策は、次のとおり。            (略)            オ 土石流危険溪流            ① (略)            ② 土石流を受け止める砂防<u>堰</u>堤の設置            (略)</p> <p>(5) 土砂災害監視システム<u>による情報提供</u>            県は、降雨時の土砂災害の危険度を地域ごとに示した情報（メッシュ情報）を<u>土砂災害監視システムにより市町村や住民に提供する</u>。</p>	<p>土砂災害監視システムの構築が完了したため。</p>

地震・津波災害対策計画 新旧対照表（案）

頁	現行（令和2年7月修正）	修正案（令和3年〇月修正予定）	備考
66	<p>(6) <b>避難勧告、避難指示（緊急）</b>の発令<b>基準</b>に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進</p> <p>的確な情報伝達により早期に避難が可能となるよう市町村が警戒避難体制を確立することが必要不可欠であるため、県は、<b>避難勧告、避難指示（緊急）</b>の発令判断に土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）の発表を位置づけることについて助言を行うなど関係市町村の発令判断を支援する。</p> <p>このほか、情報の収集・伝達、防災意識の向上等総合的な土砂災害対策を実施する。</p> <p><b>2 市町村における措置</b></p> <p>(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備</p> <p>ア 市町村防災会議は、<b>土砂災害危険箇所、山地災害危険地区等</b>に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。</p> <p>ウ 市町村は、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合に直ちに<b>避難勧告等</b>を発令することを基本とした具体的な<b>避難勧告等</b>の発令基準を設定する。</p>	<p>(6) <b>避難指示</b>の発令<b>判断</b>に係る助言等総合的な土砂災害対策の推進</p> <p>的確な情報伝達により早期に避難が可能となるよう市町村が警戒避難体制を確立することが必要不可欠であるため、県は、<b>避難指示</b>の発令判断に土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）の発表を位置づけることについて助言を行うなど関係市町村の発令判断を支援する。</p> <p>このほか、情報の収集・伝達、防災意識の向上等総合的な土砂災害対策を実施する。</p> <p><b>2 市町村における措置</b></p> <p>(1) 土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備</p> <p>ア 市町村防災会議は、<b>土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区</b>に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。</p> <p>ウ 市町村は、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合に直ちに<b>避難指示</b>を発令することを基本とした具体的な<b>避難指示</b>の発令基準を設定する。</p>	<p>改正後の災害対策基本法第60条第1項関係</p> <p>表記の整理</p> <p>改正後の災害対策基本法第60条第1項関係</p>
	<p><b>第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</b></p>	<p><b>第6章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備</b></p>	
	<p><b>防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</b></p>	<p><b>防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備</b></p>	
70	<p><b>1 県（防災安全局、建設局、関係局）、市町村及び防災関係機関における措置</b></p> <p>(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。</p> <p>また、県及び市町村は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画セ</p>	<p><b>1 県（防災安全局、建設局、関係局）、市町村及び防災関係機関における措置</b></p> <p>(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。</p> <p>また、県及び市町村は、男女共同参画の視点から、<b>地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに</b>、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行</p>	<p>防災基本計画第2編第1章（P22）</p>

地震・津波災害対策計画 新旧対照表（案）

	<p>ンターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。</p> <p><b>2 県（防災安全局）における措置</b></p> <p>(5) 防災情報システムの整備</p> <p>県は、防災行政無線を活用する防災情報システムを整備することにより、市町村及び防災関係機関から、人的被害、住家被害、ライフライン被害、道路・河川・砂防被害などの被害情報、<b>避難勧告</b>情報、避難所の開設情報を収集伝達し、県、市町村及び防災関係機関との間でリアルタイムの情報の共有化を図る。</p> <p>さらに、市町村の災害対応業務の省力化、避難判断プロセスの効率化などを目指し、市町村防災支援システムの運用を行う。</p>	<p>い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。</p> <p><b>2 県（防災安全局）における措置</b></p> <p>(5) 防災情報システムの整備</p> <p>県は、防災行政無線を活用する防災情報システムを整備することにより、市町村及び防災関係機関から、人的被害、住家被害、ライフライン被害、道路・河川・砂防被害などの被害情報、<b>避難</b>情報、避難所の開設情報を収集伝達し、県、市町村及び防災関係機関との間でリアルタイムの情報の共有化を図る。</p> <p>さらに、市町村の災害対応業務の省力化、避難判断プロセスの効率化などを目指し、市町村防災支援システムの運用を行う。</p>	<p>改正後の災害対策基本法第 60 条第 1 項関係</p>
	<p><b>第 7 章 避難行動の促進対策</b></p>	<p><b>第 7 章 避難行動の促進対策</b></p>	
<p>77</p>	<p><b>■ 基本方針</b></p> <p>○ <b>避難勧告</b>等は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に<b>避難勧告</b>等を発令する。 <u>(追加)</u></p> <p>○ 災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、津波警報や<b>避難指示（緊急）</b>等の伝達手段の多重化・多様化を図る。 (略)</p>	<p><b>■ 基本方針</b></p> <p>○ <b>避難情報</b>は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に<b>避難情報</b>を発令する。</p> <p>○ <b>防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。</b></p> <p>○ 災害情報共有システム（Lアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、津波警報や<b>避難情報</b>の伝達手段の多重化・多様化を図る。 (略)</p>	<p>改正後の災害対策基本法第 60 条第 1 項関係 基本方針の追加</p> <p>改正後の災害対策基本法第 60 条第 1 項関係</p>
	<p><b>第 1 節 津波警報や<b>避難指示（緊急）</b>等の情報伝達体制の整備</b></p>	<p><b>第 1 節 津波警報や<b>避難情報</b>の情報伝達体制の整備</b></p>	
<p>77</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>改正後の災害対策基本法第 60 条第 1 項関係</p>
	<p><b>第 3 節 <b>避難勧告</b>等の判断・伝達マニュアルの作成</b></p>	<p><b>第 3 節 <b>避難情報</b>の判断・伝達マニュアルの作成</b></p>	
<p>79</p>	<p><b>1 市町村における措置</b></p>	<p><b>1 市町村における措置</b></p>	<p>改正後の災害対</p>



地震・津波災害対策計画 新旧対照表（案）

<p>(1) マニュアルの作成 市町村は、<u>避難指示（緊急）</u>等について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。</p> <p>ア 津波災害事象の特性に留意すること。</p> <p>イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること。</p> <p>(ア) 大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報及び津波情報 ウ <u>「避難勧告等に関するガイドライン」</u>（内閣府）を参考にするこ と。</p> <p>エ 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるととも、いざとい うときに市町村長自らが躊躇なく<u>避難指示（緊急）</u>を発令できる よう、具体的な区域を設定すること。</p> <p>(ア) 愛知県東海・東南海・南海地震等被害予測調査結果（平成 26 年 5 月 30 日愛知県防災局公表）の浸水想定区域 (イ) 津波浸水想定（平成 26 年 11 月 26 日愛知県建設部公表）におけ る浸水想定区域</p> <p>オ 津波は想定を上回る高さとなる可能性があることなどから、屋内 での安全確保措置とはせず、立退き避難を原則とすること。</p> <p>カ <u>避難勧告等</u>の発令基準については、津波警報等が発表された場合、 どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要で あることから、<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告</u>は発令せず、 基本的には<u>避難指示（緊急）</u>のみを発令すること。</p> <p>キ 我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように、 到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が津波の到達 予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合 があるが、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表さ れる可能性があることを認識し、<u>避難準備・高齢者等避難開始、避難 勧告</u>の発令を検討すること。</p> <p>(2) 判断基準の設定に係る助言 （略）</p> <p>(3) 事前準備 市町村は、<u>避難勧告等</u>を発令しようとする場合において、国又は 県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の</p>	<p>(1) マニュアルの作成 市町村は、<u>避難情報</u>について、次の事項に留意の上、避難すべき 区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するもの とする。</p> <p>ア 津波災害事象の特性に留意すること。</p> <p>イ 収集できる情報として次の情報を踏まえること。</p> <p>(ア) 大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報及び津波情報 ウ <u>「避難情報に関するガイドライン」</u>（内閣府）を参考にするこ と。</p> <p>エ 区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえるととも、いざとい うときに市町村長自らが躊躇なく<u>避難指示</u>を発令できるよう、具 体的な区域を設定すること。</p> <p>(ア) 愛知県東海・東南海・南海地震等被害予測調査結果（平成 26 年 5 月 30 日愛知県防災局公表）の浸水想定区域 (イ) 津波浸水想定（平成 26 年 11 月 26 日愛知県建設部公表）におけ る浸水想定区域</p> <p>オ 津波は想定を上回る高さとなる可能性があることなどから、屋内 での安全確保措置とはせず、立退き避難を原則とすること。</p> <p>カ <u>避難情報</u>の発令基準については、津波警報等が発表された場合、 どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要で あることから、<u>高齢者等避難</u>は発令せず、基本的には<u>避難指示</u>のみ を発令すること。</p> <p>キ 我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように、 到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が津波の到達 予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合 があるが、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表さ れる可能性があることを認識し、<u>高齢者等避難</u>の発令を検討するこ と。</p> <p>(2) 判断基準の設定に係る助言 （略）</p> <p>(3) 事前準備 市町村は、<u>避難情報</u>を発令しようとする場合において、国又は県 に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方</p>	<p>策基本法第 60 条第 1 項及び第 3 項関係</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------

地震・津波災害対策計画 新旧対照表（案）

	<p>方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>また、躊躇なく<b>避難勧告</b>等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</p> <p><b>2 県（建設局）、名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置</b>          県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市町村が、<b>避難勧告</b>等の判断基準や発令対象区域の設定及び見直しを行う場合について、必要な助言等を行うものとする。</p>	<p>法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p> <p>また、躊躇なく<b>避難情報</b>を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。</p> <p><b>2 県（建設局）、名古屋地方気象台及び中部地方整備局における措置</b>          県、名古屋地方気象台及び中部地方整備局は、市町村が、<b>避難情報</b>の判断基準や発令対象区域の設定及び見直しを行う場合について、必要な助言等を行うものとする。</p>	<p>改正後の災害対策基本法第 60 条第 1 項関係</p>
<p><b>第 4 節 避難誘導等に係る計画の策定</b></p>		<p><b>第 4 節 避難誘導等に係る計画の策定</b></p>	
<p>80</p>	<p><b>1 市町村及び防災上重要な施設の管理者における措置</b>          市町村及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。</p> <p>(1) 市町村の避難計画          市町村の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。</p> <p>ア <b>避難の勧告又は指示</b>を行う基準及び伝達方法          (略)</p>	<p><b>1 市町村及び防災上重要な施設の管理者における措置</b>          市町村及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。</p> <p>(1) 市町村の避難計画          市町村の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。</p> <p>ア <b>避難の指示</b>を行う基準及び伝達方法          (略)</p>	<p>改正後の災害対策基本法第 60 条第 1 項関係</p>
<p><b>第 5 節 避難に関する意識啓発</b></p>		<p><b>第 5 節 避難に関する意識啓発</b></p>	
<p>81</p>	<p><b>市町村、県（防災安全局、関係局）及び名古屋地方気象台における措置</b>          (2) 避難のための知識の普及          市町村、県及び名古屋地方気象台は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。</p> <p>ア 平常時における避難のための知識          イ 避難時における知識          ・<b>避難勧告等</b>が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急</p>	<p><b>市町村、県（防災安全局、関係局）及び名古屋地方気象台における措置</b>          (2) 避難のための知識の普及          市町村、県及び名古屋地方気象台は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。</p> <p>ア 平常時における避難のための知識          イ 避難時における知識          ・<b>避難情報</b>が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急</p>	<p>改正後の災害対策基本法第 60 条第 1 項及び第 3 項関係</p>

地震・津波災害対策計画 新旧対照表（案）

	<p>急避難場所への<u>移動を原則</u>とすること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があること）</li> <li>津波については想定を上回る高さとなる可能性があることから、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難が原則となること</li> </ul> <p>(3) その他 (略)</p> <p>イ 市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際には、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合は、<u>日本工業規格</u>に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。</p>	<p>避難場所や<u>安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先</u>への<u>立退き避難を基本</u>とすること。<u>あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があること）</li> <li>津波については想定を上回る高さとなる可能性があることから、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難が原則となること</li> </ul> <p>(3) その他 (略)</p> <p>イ 市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際には、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合は、<u>日本産業規格</u>に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。</p>	<p>工業標準化法の改正に伴う修正</p>
	<p><b>第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b></p> <p><b>第1節 避難所の指定・整備等</b></p>	<p><b>第8章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b></p> <p><b>第1節 避難所の指定・整備等</b></p>	
<p>82</p>	<p><b>市町村における措置</b></p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>ウ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>&lt;一人当たりの必要占有面積&gt;</b></p>	<p><b>市町村における措置</b></p> <p>(2) 指定避難所の指定</p> <p>ウ 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを、次のとおり確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><b>&lt;一人当たりの必要占有面積&gt;</b></p>	<p>新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積の考え方を追記。（「避難所における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」）</p>



地震・津波災害対策計画 新旧対照表（案）

1 m <sup>2</sup> /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
2 m <sup>2</sup> /人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積
3 m <sup>2</sup> /人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積

※ 介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。  
また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。

（追加）

(3) 避難所が備えるべき設備の整備

避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

（略）

(5) 避難所の運営体制の整備

カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

（追加）

83

第2節 要配慮者支援対策

1 m <sup>2</sup> /人	発災直後の一時避難段階で座った状態程度の占有面積
2 m <sup>2</sup> /人	緊急対応初期の段階での就寝可能な占有面積
3 m <sup>2</sup> /人	避難所生活が長期化し、荷物置き場を含めた占有面積

※ 介護が必要な要配慮者のスペース規模は、収容配置上の工夫を行う。  
また、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める必要がある。

＜新型コロナウイルス感染症対応時の必要占有面積＞

一家族が、目安で3m×3mの1区画を使用し、各区画（一家族）の距離は1～2m以上空ける（※人数に応じて区画の広さは調整する。）。

(3) 避難所が備えるべき設備の整備

避難所には、内閣府が作成した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

（略）

(5) 避難所の運営体制の整備

カ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、県が作成した「避難所における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

キ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

防災基本計画  
第2編第1章  
(P39)

第2節 要配慮者支援対策

地震・津波災害対策計画 新旧対照表（案）

<p>84</p>	<p><b>県（福祉局、保健医療局、観光コンベンション局、県民文化局、防災安全局、教育委員会）、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置</b></p> <p>(3) 避難行動要支援者対策</p> <p>ア 市町村は、要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理し、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、市町村地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定めるものとする。</p> <p>イ 避難行動要支援者名簿の整備等 (略)</p> <p>(エ) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供</p> <p>市町村は、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲を市町村地域防災計画であらかじめ定めておく。</p> <p>併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措</p>	<p><b>県（福祉局、保健医療局、観光コンベンション局、県民文化局、防災安全局、教育委員会）、市町村及び社会福祉施設等管理者における措置</b></p> <p>(3) 避難行動要支援者対策</p> <p>ア 市町村は、要配慮者のうち、災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。また、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、市町村地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定める。さらには、<u>名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を、市町村地域防災計画の定めるところにより作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。</u></p> <p>イ 避難行動要支援者名簿の整備等 (略)</p> <p>(エ) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供</p> <p>市町村は、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲を市町村地域防災計画であらかじめ定めておく。<u>ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて当該名簿情報によって識別される特定の個人の同意が得られない場合は、この限りではない。</u></p> <p>併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措</p>	<p>表記の整理</p> <p>改正後の災害対策基本法第 49 条の 14 関係</p>
-----------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------

地震・津波災害対策計画 新旧対照表（案）

	<p>置について市町村地域防災計画であらかじめ定めることとする。          なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>また、市町村は、当該市町村の条例の定めにより、または、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>置について市町村地域防災計画であらかじめ定めることとする。          なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>また、市町村は、当該市町村の条例の定めにより、または、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。</p> <p><u>ウ 個別避難計画の作成等</u>  <u>(ア) 個別避難計画の作成</u>  <u>市町村は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。</u>  <u>(イ) 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供</u>  <u>市町村は、消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者の範囲を市町村地域防災計画であらかじめ定めておく。</u>  <u>併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について市町村地域防災計画であらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用に支障が生じないよう、情報の適切な管理に努めるものとする。</u>  <u>また、市町村は、当該市町村の条例の定めにより又は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。</u>  <u>(ウ) 個別避難計画と地区防災計画の整合</u></p>	<p>改正後の災害対策基本法第 49 条の 15 関係</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------

地震・津波災害対策計画 新旧対照表（案）

	<p>ウ 市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。</p> <p>(4) 外国人等に対する対策</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人県民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする<u>訪日外国人</u>は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ確かな行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p><u>市町村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u></p> <p>エ 市町村は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。</p> <p>(4) 外国人等に対する対策</p> <p>県、市町村及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人県民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする<u>外国人旅行者</u>は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ確かな行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>表記の整理</p>
	<p><b>第10章 津波等予防対策</b></p> <p><b>第1節 津波対策に係る地域の指定等</b></p>	<p><b>第10章 津波等予防対策</b></p> <p><b>第1節 津波対策に係る地域の指定等</b></p>	
92	<p><b>1 県（防災安全局、関係局）及び関係市町村における措置</b></p> <p>(2) <u>津波警報</u>、避難指示（緊急）等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。</p> <p><b>2 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定及び津波災害警戒区域の指定</b></p> <p>◆附属資料第1-19「津波浸水想定・津波災害警戒区域」</p>	<p><b>1 県（防災安全局、関係局）及び関係市町村における措置</b></p> <p>(2) <u>津波警報等</u>、避難情報を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。</p> <p><b>2 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定の設定及び津波災害警戒区域の指定</b></p> <p>◆附属資料第1「津波浸水想定・津波災害警戒区域」</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
	<p><b>第2節 津波防災体制の充実</b></p>	<p><b>第2節 津波防災体制の充実</b></p>	
92	<p><b>1 県（防災安全局、関係局）及び関係市町村における措置</b></p>	<p><b>1 県（防災安全局、関係局）及び関係市町村における措置</b></p>	<p>改正後の災害対</p>



地震・津波災害対策計画 新旧対照表（案）

	<p>(2) 津波警報、<u>避難指示（緊急）</u>等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。</p> <p>(3) 強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地震に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等の伝達体制や<u>避難指示（緊急）</u>等の発令・伝達体制を整えるものとする。</p> <p><b>2 関係市町村における措置</b></p> <p>(1) 地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた<u>避難指示（緊急）</u>等の具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとする。なお、早期避難が必要であることから、基本的には<u>避難指示（緊急）</u>のみを発令するものとする。また、津波警報等に応じて自動的に<u>避難指示（緊急）</u>等が発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と<u>避難指示（緊急）</u>等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。</p>	<p>(2) 津波警報等、<u>避難情報</u>を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。</p> <p>(3) 強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地震に関しては、住民が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等の伝達体制や<u>避難情報</u>の発令・伝達体制を整えるものとする。</p> <p><b>2 関係市町村における措置</b></p> <p>(1) 地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた<u>避難指示</u>等の具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとする。なお、早期避難が必要であることから、基本的には<u>避難指示</u>のみを発令するものとする。また、津波警報等に応じて自動的に<u>避難情報</u>が発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と<u>避難情報</u>の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。</p>	<p>策基本法第 60 条第 1 項関係</p> <p>改正後の災害対策基本法第 60 条第 1 項関係</p>
<p><b>第 3 節 津波防災知識の普及</b></p>		<p><b>第 3 節 津波防災知識の普及</b></p>	
<p>94</p>	<p><b>1 県（防災安全局、関係局）、関係市町村及び名古屋地方気象台における措置</b></p> <p>一般及び船舶に対しては、津波警報等及び<u>避難指示（緊急）</u>等の意味を周知するとともに、次の内容の心得を普及啓発する。</p>	<p><b>1 県（防災安全局、関係局）、関係市町村及び名古屋地方気象台における措置</b></p> <p>一般及び船舶に対しては、津波警報等及び<u>避難情報</u>の意味を周知するとともに、次の内容の心得を普及啓発する。</p>	<p>改正後の災害対策基本法第 60 条第 1 項関係</p>
<p><b>第 4 節 津波等防災事業の推進</b></p>		<p><b>第 4 節 津波等防災事業の推進</b></p>	
<p>95</p>	<p><b>3 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者における措置</b></p> <p>(1) 方針・計画の策定</p> <p>イ 港湾管理者及び漁港管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関と連携の下、発災時の港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。また、その検討に基づき、その所管する発災後の港湾及び漁港の障害物除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める。</p>	<p><b>3 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者における措置</b></p> <p>(1) 方針・計画の策定</p> <p>イ 港湾管理者及び漁港管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関と連携の下、発災時の港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。また、その検討に基づき、その所管する発災後の港湾及び漁港の障害物除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める。</p>	<p>豊浜漁港・師崎漁港・篠島漁港においてBCPを作成したため</p>

地震・津波災害対策計画 新旧対照表（案）

	<p>なお、伊勢湾、名古屋港、衣浦港、三河港については、港湾の業務継続計画が策定されており、一色漁港についても漁港の業務継続計画が策定されている。</p> <p>◆附属資料第6「港湾BCP（衣浦港・三河港）・漁港BCP（一色漁港）」</p> <p>(略)</p> <p>(3) 河川</p> <p>ア 堤防護岸の改良、補強</p> <p><u>濃尾平野では地盤沈下により堤防の機能及び強度の低下を来している部分がある。このため、河口部高潮堤防の嵩上げ、腹付け等により、堤防の強化のための工事を実施中である</u>（中部地方整備局）。また、県西部の地盤沈下地域の幹川である日光川を始めとする河川については、堤防の嵩上げ、堤体の補強や護岸の整備を進める（愛知県）。</p>	<p>なお、伊勢湾、名古屋港、衣浦港、三河港については、港湾の業務継続計画が策定されており、<u>豊浜漁港、師崎漁港、篠島漁港、一色漁港</u>についても漁港の業務継続計画が策定されている。</p> <p>◆附属資料第6「港湾BCP（衣浦港・三河港）・漁港BCP（<u>豊浜漁港・師崎漁港・篠島漁港</u>・一色漁港）」</p> <p>(略)</p> <p>(3) 河川</p> <p>ア 堤防の耐震化</p> <p><u>濃尾平野には緩い砂層が分布しており、地震発生時に地盤の液化化による堤防の変形・沈下が生じるおそれがある。地震による河川堤防の沈下を抑制するため、地盤改良等の対策を実施中である</u>（中部地方整備局）。また、県西部の地盤沈下地域の幹川である日光川を始めとする河川については、堤防の嵩上げ、堤体の補強や護岸の整備を進める（愛知県）。</p>	<p>表記の整理</p>																		
<p>第11章 広域応援体制の整備</p>	<p>第11章 広域応援体制の整備</p>	<p>第11章 広域応援・<u>受援体制</u>の整備</p>	<p>表記の整理</p>																		
<p>97</p>	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 県、市町村等の防災関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るものとする。</p> <p>なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震・津波災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 <u>資料の整備</u></td> <td>県、指定地方 行政機関</td> <td>資料の整備</td> </tr> <tr> <td>第2節 <u>広域応援体制の整備</u></td> <td>県、市町村</td> <td><u>1</u>(1) 応援要請手続きの整備 <u>1</u>(2) 応援協定の締結等 <u>1</u>(3) <u>防災活動拠点の確保等及</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 <u>資料の整備</u>	県、指定地方 行政機関	資料の整備	第2節 <u>広域応援体制の整備</u>	県、市町村	<u>1</u> (1) 応援要請手続きの整備 <u>1</u> (2) 応援協定の締結等 <u>1</u> (3) <u>防災活動拠点の確保等及</u>	<p>■ 基本方針</p> <p>○ 県、市町村等の防災関係機関は、大規模な災害等が発生した場合において、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図る<u>とともに、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努める</u>ものとする。</p> <p>なお、相互応援協定の締結にあたっては、大規模な地震・津波災害等による同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方に所在する団体との間の協定締結も考慮するものとする。</p> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 <u>広域応援・受援体制の整備</u></td> <td>県、指定地方 行政機関</td> <td><u>1</u> 資料の整備</td> </tr> <tr> <td></td> <td>県、市町村</td> <td><u>2</u>(1) 応援要請手続きの整備 <u>2</u>(2) 応援協定の締結等 <u>2</u>(3) 受援体制の整備</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 <u>広域応援・受援体制の整備</u>	県、指定地方 行政機関	<u>1</u> 資料の整備		県、市町村	<u>2</u> (1) 応援要請手続きの整備 <u>2</u> (2) 応援協定の締結等 <u>2</u> (3) 受援体制の整備	<p>表記の整理</p>
区分	機関名	主な措置																			
第1節 <u>資料の整備</u>	県、指定地方 行政機関	資料の整備																			
第2節 <u>広域応援体制の整備</u>	県、市町村	<u>1</u> (1) 応援要請手続きの整備 <u>1</u> (2) 応援協定の締結等 <u>1</u> (3) <u>防災活動拠点の確保等及</u>																			
区分	機関名	主な措置																			
第1節 <u>広域応援・受援体制の整備</u>	県、指定地方 行政機関	<u>1</u> 資料の整備																			
	県、市町村	<u>2</u> (1) 応援要請手続きの整備 <u>2</u> (2) 応援協定の締結等 <u>2</u> (3) 受援体制の整備																			

地震・津波災害対策計画 新旧対照表（案）

			<u>び</u> 受援体制の整備			2(4)南海トラフ地震等発生時の受援計画 2(5)訓練、検証等	
		防災関係機関	2 応援協定の締結等		防災関係機関	3 応援協定の締結等	
	第3節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備	県、市町村	1(1)緊急消防援助隊 1(2)広域航空消防応援 1(3)県内の広域消防相互応援 1(4)医療救護活動の広域応援 1(5)自衛隊		第2節 応援部隊等に係る広域応援・ <u>受援</u> 体制の整備	1(1)緊急消防援助隊 1(2)広域航空消防応援 1(3)県内の広域消防相互応援 1(4)医療救護活動の広域応援 1(5)自衛隊	
		県警察	2 警察災害派遣隊等		県警察	2 警察災害派遣隊等	
		中部地方整備局	3 緊急災害対策派遣隊等		中部地方整備局	3 緊急災害対策派遣隊等	
	第4節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	県、市町村	1(1)災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 1(2)訓練・検証等		第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備	1(1)災害時の円滑な物流に向けた体制の検討 1(2)訓練・検証等	
					第4節 <u>防災活動拠点の確保等</u>	<u>防災活動拠点の確保等</u>	
	<b>第1節 資料の準備</b>			<b>第1節 広域応援・受援体制の整備</b>			表記の整理
	県（防災安全局）及び指定地方行政機関における措置（略）			1 県（防災安全局）及び指定地方行政機関における措置（略）			表記の整理
	<b>第2節 広域応援体制の整備</b>			<b>(削除)</b>			表記の整理
97	1 県（防災安全局、各局）及び市町村における措置 (1) 応援要請手続きの整備 県及び市町村は、国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えるものとする。			2 県（防災安全局、各局）及び市町村における措置 (1) 応援要請手続きの整備 県及び市町村は、国又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えるものとする。			表記の整理 第2節の防災活動拠点の確保等を第4節へ整理



地震・津波災害対策計画 新旧対照表（案）

<p>(2) 応援協定の締結等</p> <p>ア 相互応援協定の締結</p> <p>県及び市町村は、災害対策基本法第 49 条の 2 に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。</p> <p>なお、県は、次の協定を締結している。</p> <p>①災害時等の応援に関する協定（中部 9 県 1 市（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市）</p> <p>②全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定</p> <p>イ 技術職員の確保</p> <p>県及び市町村は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。</p> <p>ウ 民間団体等との協定の締結等</p> <p>県及び市町村は、災害対策基本法第 49 条の 3 に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。</p> <p>(3) <u>防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備</u></p> <p>ア <u>防災活動拠点の確保等</u></p> <p><u>県及び市町村は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。また、県は、広域かつ甚</u></p>	<p>(2) 応援協定の締結等</p> <p>ア 相互応援協定の締結</p> <p>県及び市町村は、災害対策基本法第 49 条の 2 に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。</p> <p>なお、県は、次の協定を締結している。</p> <p>①災害時等の応援に関する協定（中部 9 県 1 市（富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県及び名古屋市）</p> <p>②全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定</p> <p>イ 技術職員の確保</p> <p>県及び市町村は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。</p> <p>ウ 民間団体等との協定の締結等</p> <p>県及び市町村は、災害対策基本法第 49 条の 3 に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。<u>その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</u></p> <p>(3) 受援体制の整備</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>防災基本計画 第 2 編第 1 章 (P27)</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------

地震・津波災害対策計画 新旧対照表（案）

大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する後方支援を担うための新たな防災拠点の確保に向けた検討を行う。

なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。

また、国（国土交通省）、県及び市町村は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

イ 受援体制の整備

県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。

また、県及び市町村は、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

ウ 南海トラフ地震等発生時の受援計画

南海トラフ地震発生時の広域応援については、国が、緊急輸送ルートや応援部隊等の活動、物資調達、燃料供給、防災拠点について具体的な計画を定めているところである。

県は、国の活動に対応した受援計画を策定し、県、市町村及びその他の防災関係機関が実施すべき事項について定めておくものとする。

なお、東海地震、東南海・南海地震発生時の対応についても同様とする。

エ 訓練、検証等

県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。そ

また、県及び市町村は、訓練等を通じて、応急対策職員確保制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

(4) 南海トラフ地震等発生時の受援計画

南海トラフ地震発生時の広域応援については、国が、緊急輸送ルートや応援部隊等の活動、物資調達、燃料調達及び電気・ガスの臨時供給並びに通信の臨時確保、防災拠点について具体的な計画を定めているところである。

県は、国の活動に対応した受援計画を策定し、県、市町村及びその他の防災関係機関が実施すべき事項について定めておくものとする。

なお、東海地震、東南海・南海地震発生時の対応についても同様とする。

(5) 訓練、検証等

地震・津波災害対策計画 新旧対照表（案）

	<p>県は、広域的な受援に係る計画や相互応援協定等の実効性を高めていくため、各種訓練等を通じた検証を行うとともに、検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆附属資料第 15「災害時等の応援に関する協定書（9 県 1 市）」</li> <li>◆附属資料第 15「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」</li> <li>◆附属資料第 15「市町村消防相互応援協定等締結状況」</li> <li>◆<u>附属資料第 6「防災活動拠点」</u></li> <li>◆附属資料第 15「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」</li> <li>◆附属資料第 15「「東海地震」及び「東南海・南海地震」応急対策活動要領に基づく愛知県広域受援計画」</li> </ul> <p><b>2 防災関係機関における措置</b></p> <p>防災関係機関は災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互応援や民間団体等の協力を得るため、災害対策基本法第 49 条の 2 及び同条の 3 の規定等により、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努める。</p>	<p>県は、広域的な受援に係る計画や相互応援協定等の実効性を高めていくため、各種訓練等を通じた検証を行うとともに、検証結果や国、県、市町村、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しを行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆附属資料第 15「災害時等の応援に関する協定書（9 県 1 市）」</li> <li>◆附属資料第 15「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」</li> <li>◆附属資料第 15「市町村消防相互応援協定等締結状況」</li> <li><u>（削除）</u></li> <li>◆附属資料第 15「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」</li> <li>◆附属資料第 15「「東海地震」及び「東南海・南海地震」応急対策活動要領に基づく愛知県広域受援計画」</li> </ul> <p><b>3 防災関係機関における措置</b></p> <p>防災関係機関は災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、相互応援や民間団体等の協力を得るため、災害対策基本法第 49 条の 2 及び同条の 3 の規定等により、応援協定を締結するなど必要な措置を講ずるよう努める。</p>	
99	<p><b>第 3 節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備</b></p>	<p><b>第 2 節 応援部隊等に係る広域応援・受援体制の整備</b></p>	<p>表記の整理</p>
100	<p><b>第 4 節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備</b></p>	<p><b>第 3 節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備</b></p>	<p>表記の整理</p>
100	<p><b>1 県（防災安全局、各局）及び市町村における措置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆附属資料第 15「災害時等における物資等の緊急輸送等に関する協定書」</li> <li>◆附属資料第 15「災害発生時の物資の保管等に関する協定書」</li> </ul> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>（追加）</u></p>	<p><b>1 県（防災安全局、各局）及び市町村における措置</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆附属資料第 15「災害時等における物資等の緊急輸送等に関する協定書（<u>県対県トラック協会</u>）」</li> <li>◆附属資料第 15「災害発生時の物資の保管等に関する協定書（<u>岐阜県、愛知県、三重県、東海倉庫協会</u>）」</li> <li>◆附属資料第 15「災害時における物流施設の使用等に関する覚書（<u>県対佐川急便株式会社</u>）」</li> <li>◆附属資料第 15「災害時における物流施設の使用等に関する協定（<u>県対ヤマト運輸株式会社・西濃運輸株式会社・名鉄運輸株式会社</u>）」</li> </ul>	<p>協定の締結による追加等</p>
	<p><u>（新設）</u></p>	<p><b>第 4 節 防災活動拠点の確保等</b></p>	

地震・津波災害対策計画 新旧対照表（案）

<p>97 (現行) 100 (修正案)</p>	<p><b>1 県（防災安全局、各局）及び市町村における措置</b>  <b>(3) 防災活動拠点の確保等及び受援体制の整備</b>  <b>ア 防災活動拠点の確保等</b>                  県及び市町村は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要な拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する<u>後方支援を担うための新たな防災拠点の確保に向けた検討を行う。</u></p> <p>なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。</p> <p>また、国（国土交通省）、県及び市町村は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><b>県（防災安全局、各局）及び市町村における措置</b></p> <p>県及び市町村は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要な拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。また、県は、広域かつ甚大な災害が発生した際に全国から人員や物資等の支援を受け入れ、被災地域の防災拠点に迅速かつ的確に供給する<u>愛知県の基幹的広域防災拠点を空港と高速道路網の二つに直結する「名古屋空港北西部」(豊山町・青山地区)において整備する。なお、平常時は消防学校、防災啓発施設及び公園として活用する。</u></p> <p>なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。</p> <p>また、国（国土交通省）、県及び市町村は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。</p> <p><b>◆附属資料第6「防災活動拠点」</b></p>	<p>第2節の防災活動拠点の確保等を第4節へ整理表記の整理</p>
<p><b>第12章 防災訓練及び防災意識の向上</b></p>		<p><b>第12章 防災訓練及び防災意識の向上</b></p>	
<p><b>■ 基本方針</b></p>		<p><b>■ 基本方針</b></p>	
<p>102</p>	<p>○ 地震災害を最小限に食い止めるには、県・市町村等防災関係機関による災害対策の推進はもとより、県民の一人ひとりが日ごろから地震災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要であるため、県及び市町村は、防災訓練、教育、広報、県民相談等を通じて防災意識の向上を図る</p>	<p>○ 地震災害を最小限に食い止めるには、県・市町村等防災関係機関による災害対策の推進はもとより、県民の一人ひとりが日ごろから地震災害についての認識や<u>地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識</u>を深め、災害から自らを守るとともにお互いに助け合うという意識と行動が必要であるため、県及び市町村は、防災訓練、教育、広報、県民相談等を通じて防災意識の向上を図る</p>	<p>防災基本計画第1編第3章(P6)を踏まえた修正</p>
<p><b>第1節 防災訓練の実施</b></p>		<p><b>第1節 防災訓練の実施</b></p>	



地震・津波災害対策計画 新旧対照表（案）

<p>102</p>	<p><b>1 県（防災安全局、各局）及び市町村等における措置</b></p> <p>(1) 総合防災訓練 (略)</p> <p><u>イ 東海地震の警戒宣言発令時の地震防災応急対策の周知、関係機関及び住民の自主防災体制との連携強化を目的として、中央防災会議の主唱により行われる国の総合防災訓練と連携を図りながら、警戒宣言の発令並びに東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報（臨時）の発表に基づく非常配備員の参集訓練、情報の伝達・広報の訓練、地震防災応急対策の実施訓練などを実施する。</u></p> <p><u>ウ～エ</u>（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3) 浸水対策訓練 (略)</p> <p>また、水防計画に位置付けられた水防上重要な施設のうち、管理者の自主管理に委ねられる施設（ため池等）について、訓練要領・警戒宣言時措置要領等を作成し、必要な訓練を実施するよう指導・要請する。</p> <p>（略）</p> <p>キ 避難（<u>避難勧告</u>等の放送・伝達、居住者の避難）</p>	<p><b>1 県（防災安全局、各局）及び市町村等における措置</b></p> <p>(1) 総合防災訓練 (略)</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>イ～ウ</u>（略）</p> <p>(2)（略）</p> <p>(3) 浸水対策訓練 (略)</p> <p>また、水防計画に位置付けられた水防上重要な施設のうち、管理者の自主管理に委ねられる施設（ため池等）について、訓練要領等を作成し、必要な訓練を実施するよう指導・要請する。</p> <p>（略）</p> <p>キ 避難（<u>避難情報</u>の放送・伝達、居住者の避難）</p>	<p>計画構成の見直し（一部別紙へ整理）</p>
<p>103</p>	<p><b>2 県公安委員会における措置</b></p> <p>県公安委員会は、<u>災害対策基本法又は大規模地震対策特別措置法の定めるところにより</u>防災訓練を効果的に実施するために、必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、通行禁止等の交通規制を実施する。</p>	<p><b>2 県公安委員会における措置</b></p> <p>県公安委員会は、防災訓練を効果的に実施するために、必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、通行禁止等の交通規制を実施する。</p>	<p>計画構成の見直し</p>
<p>104</p>	<p><u>（追加）</u></p>	<p><b>5 名古屋地方気象台における措置</b></p> <p><u>名古屋地方気象台は、防災訓練において訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど地震発生時の対応行動の習熟が図られるよう支援する。</u></p>	<p>対策の追加</p>
<p><b>第2節 防災のための意識啓発・公報</b></p>		<p><b>第2節 防災のための意識啓発・広報</b></p>	
<p>104</p>	<p>県（防災安全局、関係局）、市町村、県警察及び名古屋地方気象台等に</p>	<p>県（防災安全局、関係局）、市町村、県警察及び名古屋地方気象台等に</p>	<p>計画構成の見直し</p>

地震・津波災害対策計画 新旧対照表（案）

	おける措置	し（別紙へ整理）
<p><b>おける措置</b></p> <p>(1) 防災意識の啓発</p> <p>県は、地震発生時及び警戒宣言発令時等に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、市町村や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。</p> <p>また、地震体験車を市町村・消防本部等に貸し出すとともに、地震災害に関するビデオなどを市町村、学校等に貸し出して、防災教育の推進を図る。</p> <p>名古屋地方気象台は、県民が津波警報等や地震に関する情報（緊急地震速報、南海トラフ地震に関連する情報、長周期地震動に関する観測情報含む。）を容易に理解し、適切な避難行動をとることができるよう、県、市町村及び防災関係機関と協力して、次の事項の内ア～エ、ク、<u>セ～テ</u>について解説に努め、正しい知識について啓発を図る。</p> <p>さらに、県及び市町村は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>エ 警報等や<u>避難勧告</u>等の意味と内容</p> <p>(略)</p> <p><u>セ 東海地震の予知に関する知識</u></p> <p><u>ソ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づく措置の内容</u></p> <p><u>タ 警戒宣言が発せられた場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識</u></p> <p><u>チ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</u></p> <p><u>ツ 南海トラフ地震に関連する情報の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容</u></p> <p><u>テ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震が発生した</u></p>	<p><b>おける措置</b></p> <p>(1) 防災意識の啓発</p> <p>県は、地震発生時等に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、市町村や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に地震についての正しい知識、防災対応等について啓発する。</p> <p>また、地震体験車を市町村・消防本部等に貸し出すとともに、地震災害に関するビデオなどを市町村、学校等に貸し出して、防災教育の推進を図る。</p> <p>名古屋地方気象台は、県民が津波警報等や地震に関する情報（緊急地震速報、南海トラフ地震に関連する情報、長周期地震動に関する観測情報含む。）を容易に理解し、適切な避難行動をとることができるよう、県、市町村及び防災関係機関と協力して、次の事項の内ア～エ、ク、<u>ソ～ツ</u>について解説に努め、正しい知識について啓発を図る。</p> <p>さらに、県及び市町村は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>エ 警報等や<u>避難情報</u>の意味と内容</p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>セ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動</u></p> <p><u>ソ 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識</u></p> <p><u>タ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</u></p> <p><u>チ 南海トラフ地震に関連する情報の内容・性格並びにこれに基づきとられる措置の内容</u></p> <p><u>ツ 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合及び地震が発生した</u></p>	<p>し（別紙へ整理）</p> <p>防災基本計画 第2編第1章 (P15)</p>

地震・津波災害対策計画 新旧対照表（案）

	<p>場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識</p> <p>(2) 防災に関する知識の普及 (略)</p> <p>また、県及び市町村は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、次の事項に留意し、県民の一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、地震防災に関する啓発用パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて配布する。</p> <p>ア 平常時の心得に関する事項 <u>イ 警戒宣言発令時の心得に関する事項</u> <u>ウ 地震発生時の心得に関する事項</u> <u>エ 緊急地震速報の利用の心得に関する事項</u></p> <p>(3) 自動車運転者に対する広報 県、市町村及び県警察は、<u>警戒宣言が発せられた場合又は地震が発生した場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。</u></p> <p>(4) 家庭内備蓄等の推進 県及び市町村は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想され、<u>また、警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計 <u>といった</u> 感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。</u> <u>また、東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。</u></p>	<p>場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識</p> <p>(2) 防災に関する知識の普及 (略)</p> <p>また、県及び市町村は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、次の事項に留意し、県民の一人ひとりが正しい知識と判断をもって行動できるよう、地震防災に関する啓発用パンフレット、チラシ等を作成し、各種防災行事等を通じて配布する。</p> <p>ア 平常時の心得に関する事項 <u>(削除)</u> <u>イ 地震発生時の心得に関する事項</u> <u>ウ 緊急地震速報の利用の心得に関する事項</u></p> <p>(3) 自動車運転者に対する広報 県、市町村及び県警察は、地震が発生した場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。</p> <p>(4) 家庭内備蓄等の推進 県及び市町村は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトーパー等について、可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、<u>体温計等の</u> 感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。</p>	<p>表記の整理。</p>
	<p><b>第3節 防災のための教育</b></p>		
107	<p><b>2 県（防災安全局）における措置</b> 県職員が一丸となって積極的に地震防災対策を推進するため、ま</p>	<p><b>2 県（防災安全局）における措置</b> 県職員が一丸となって積極的に地震防災対策を推進するため、ま</p>	<p>計画構成の見直し(別紙へ整理)</p>



地震・津波災害対策計画 新旧対照表（案）

	<p>た、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど次の事項を、研修会等を通じて次のとおり教育する。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p><u>(5) 東海地震の予知に関する知識</u></p> <p><u>(6) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づく措置の内容</u></p> <p><u>(7) 地震が発生した場合、警戒宣言が発せられた場合及び東海地震に関連する情報が発表された場合</u>にとるべき行動に関する知識</p> <p><u>(8) ～ (10) (略)</u></p> <p><b>3 中部運輸局における措置</b> 警戒宣言が発せられた場合に、自動車運送事業に従事する運転者として適切な行動がとれるよう、次により事前に自動車運送事業に従事する者に対する教育を徹底するものとする。 (略)</p> <p><b>4 (略)</b></p>	<p>た、地域における防災活動を率先して実施するため、必要な知識や心構えなど次の事項を、研修会等を通じて次のとおり教育する。</p> <p>(1) ～ (4) (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(5) 地震が発生した場合にとるべき行動に関する知識</u></p> <p><u>(6) ～ (8) (略)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><b>3 (略)</b></p>	<p>計画構成の見直し(別紙へ整理)</p>												
112	<b>第15章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応</b>	<u>(削除)</u>	第5編へ整理												
	<b>第3編 災害応急対策</b>	<b>第3編 災害応急対策</b>													
	<b>第1章 活動態勢（組織の動員配備）</b>	<b>第1章 活動態勢（組織の動員配備）</b>													
	<b>第1節 災害対策本部の設置・運営</b>	<b>第1節 災害対策本部の設置・運営</b>													
120	<p><b>1 県（防災安全局）における措置</b></p> <p>(6) 災害対策本部職員の動員 (略) (非常配備体制)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>配備基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 非常配備</td> <td>(略) ・震度4の地震が発生したとき、又はごく小規模の災害が発生したとき</td> </tr> <tr> <td>第2 非常配備</td> <td>(略) ○警戒体制 ・相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき</td> </tr> </tbody> </table>	区分	配備基準	第1 非常配備	(略) ・震度4の地震が発生したとき、又はごく小規模の災害が発生したとき	第2 非常配備	(略) ○警戒体制 ・相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき	<p><b>1 県（防災安全局）における措置</b></p> <p>(6) 災害対策本部職員の動員 (略) (非常配備体制)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>配備基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 非常配備</td> <td>(略) ・<u>県内で震度4を観測した地震が発生</u>したとき、又はごく小規模の災害が発生したとき</td> </tr> <tr> <td>第2 非常配備</td> <td>(略) ○警戒体制 ・相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき</td> </tr> </tbody> </table>	区分	配備基準	第1 非常配備	(略) ・ <u>県内で震度4を観測した地震が発生</u> したとき、又はごく小規模の災害が発生したとき	第2 非常配備	(略) ○警戒体制 ・相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
区分	配備基準														
第1 非常配備	(略) ・震度4の地震が発生したとき、又はごく小規模の災害が発生したとき														
第2 非常配備	(略) ○警戒体制 ・相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき														
区分	配備基準														
第1 非常配備	(略) ・ <u>県内で震度4を観測した地震が発生</u> したとき、又はごく小規模の災害が発生したとき														
第2 非常配備	(略) ○警戒体制 ・相当規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は相当規模の災害が発生したとき														

地震・津波災害対策計画 新旧対照表（案）

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震度5弱の地震が発生したとき</li> <li>・東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき</li> <li>・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内で震度5弱を観測した地震が発生したとき</li> <li>・東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき</li> <li>・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき</li> </ul>	
	<p>第3非常配備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模の災害が発生したとき</li> <li>・震度5強以上の地震が発生したとき</li> <li>・東海地震注意情報が発表されたとき</li> <li>・警戒宣言が発せられたとき</li> </ul> <p><u>(追加)</u></p>		<p>第3非常配備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模の災害が発生するおそれがあるとき、又は大規模の災害が発生したとき</li> <li>・県内で震度5強以上を観測した地震が発生したとき</li> <li>・東海地震注意情報が発表されたとき</li> <li>・警戒宣言が発せられたとき</li> </ul> <p>※平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関する情報」の運用に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関する情報）の発表は行わない。</p>	
第2節 職員の派遣要請		第2節 職員の派遣要請		
123	<p><b>1 県（防災安全局）における措置</b></p> <p>(4) 被災市町村への県職員の派遣</p> <p>県は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。</p> <p><b>2 市町村における措置</b></p> <p>(4) 被災市町村への市町村職員の派遣</p> <p>市町村は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。</p>		<p><b>1 県（防災安全局）における措置</b></p> <p>(4) 被災市町村への県職員の派遣</p> <p>県は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。<u>その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p> <p><b>2 市町村における措置</b></p> <p>(4) 被災市町村への市町村職員の派遣</p> <p>市町村は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。<u>その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p>	
第3節 災害救助法の適用		第3節 災害救助法の適用		
123	<p><b>1 県（防災安全局、県民文化局、福祉局、建築局、教育委員会）における措置</b></p> <p>(1) 災害救助法の適用</p>		<p><b>1 県（防災安全局、県民文化局、福祉局、<u>保健医療局</u>、建築局、教育委員会）における措置</b></p> <p>(1) 災害救助法の適用</p>	表記の整理

## 地震・津波災害対策計画 新旧対照表（案）

知事は、災害救助法に定める程度の災害が発生した市町村（救助実施市を除く。以下この節において同じ。）の区域について、災害救助法を適用する。

### (2) 救助の実施

知事は、災害救助法が適用された市町村において、現に救助を必要とする者に対して応急的に必要な救助を行う。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。ただし、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、知事は内閣府に協議し、その同意を得て特別基準により実施するものとする。

救助の種類	実施者	
	局地災害の場合	広域災害の場合
避難所の設置	市町村（県が委任）	

### (3) 市町村への委任

知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長に委任する。

なお、委任は災害救助法が適用された都度、市町村に通知することにより行うものである。事務委任により想定している各救助事務の実施者は次表のとおり。

救助の種類	実施者	
	局地災害の場合	広域災害の場合

知事は、災害救助法に定める程度の災害が発生した市町村（救助実施市を除く。以下この節において同じ。）の区域について、災害救助法を適用する。なお、災害が発生するおそれがある場合、国に設置された特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部の所管区域内においても、災害救助法を適用することができる。

### (2) 救助の実施

知事は、災害救助法が適用された市町村において、現に救助を必要とする者に対して応急的に必要な救助を行う。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。ただし、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、知事は内閣府に協議し、その同意を得て特別基準により実施するものとする。

また、災害が発生するおそれがある場合に、当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対して行う主な救助の種類は、次表のとおり。

救助の種類	実施者	
	局地災害の場合	広域災害の場合
避難所の <u>供与</u>	市町村（県が委任）	
<u>要配慮者の輸送</u>	<u>市町村（県が委任）</u>	

### (3) 市町村への委任

知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長に委任する。

なお、委任は災害救助法が適用された都度、市町村に通知することにより行うものである。事務委任により想定している各救助事務の実施者は次表のとおり。

救助の種類	実施者	
	局地災害の場合	広域災害の場合

改正後の災害対策基本法第 23 条の 3 第 1 項関係

地震・津波災害対策計画 新旧対照表（案）

	<table border="1"> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>飲料水の<u>給与</u></td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	(略)	(略)	飲料水の <u>給与</u>	(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>飲料水の<u>供給</u></td><td>(略)</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	(略)	(略)	飲料水の <u>供給</u>	(略)	(略)	(略)							
(略)	(略)																				
飲料水の <u>給与</u>	(略)																				
(略)	(略)																				
(略)	(略)																				
飲料水の <u>供給</u>	(略)																				
(略)	(略)																				
	<b>第2章 避難行動</b>	<b>第2章 避難行動</b>																			
126	<p>■ <b>主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 津波警報等の伝達</td> <td>気象庁又は 名古屋地方 気象台</td> <td><u>1(1) 津波警報等</u> <u>1(2) 地震に関する情報等</u></td> </tr> <tr> <td>第3節 住民等の避難誘導</td> <td>市町村</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 津波警報等の伝達	気象庁又は 名古屋地方 気象台	<u>1(1) 津波警報等</u> <u>1(2) 地震に関する情報等</u>	第3節 住民等の避難誘導	市町村	(略)	<p>■ <b>主な機関の措置</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 津波警報等の伝達</td> <td>気象庁及び 名古屋地方 気象台</td> <td><u>1(1) 津波警報等の発表及び 伝達</u> <u>1(2) 地震に関する情報等の 発表及び伝達</u></td> </tr> <tr> <td>第3節 住民等の避難誘導 等</td> <td>市町村</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	機関名	主な措置	第1節 津波警報等の伝達	気象庁及び 名古屋地方 気象台	<u>1(1) 津波警報等の発表及び 伝達</u> <u>1(2) 地震に関する情報等の 発表及び伝達</u>	第3節 住民等の避難誘導 等	市町村	(略)	表記の整理
区分	機関名	主な措置																			
第1節 津波警報等の伝達	気象庁又は 名古屋地方 気象台	<u>1(1) 津波警報等</u> <u>1(2) 地震に関する情報等</u>																			
第3節 住民等の避難誘導	市町村	(略)																			
区分	機関名	主な措置																			
第1節 津波警報等の伝達	気象庁及び 名古屋地方 気象台	<u>1(1) 津波警報等の発表及び 伝達</u> <u>1(2) 地震に関する情報等の 発表及び伝達</u>																			
第3節 住民等の避難誘導 等	市町村	(略)																			
	<b>第1節 津波警報等の伝達</b>	<b>第1節 津波警報等の伝達</b>																			
127	<p><b>1 気象庁又は名古屋地方気象台における措置</b> 気象庁又は名古屋地方気象台は、津波警報等及び地震に関する情報等を<u>発表する</u>。 (略) (2) 地震に関する情報等 ア 緊急地震速報 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、<u>緊急地震速報</u>を発表する。 (略)</p> <p><b>2 県（防災安全局）における措置</b> (2) 震度情報ネットワークシステムにより計測した震度情報については、防災局災害対策課において収集し、名古屋地方気象台及び県内市町村に伝達する。なお、震度3以上を計測した場合は、県警察にも伝達するものとする。</p> <p><b>3 市町村における措置</b></p>	<p><b>1 気象庁又は名古屋地方気象台における措置</b> 気象庁及び名古屋地方気象台は、津波警報等及び地震に関する情報等を<u>発表・伝達する</u>。 (略) (2) 地震に関する情報等 ア 緊急地震速報 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、<u>緊急地震速報（警報）</u>を発表する。 (略)</p> <p><b>2 県（防災安全局）における措置</b> (2) 震度情報ネットワークシステムにより計測した震度情報については、防災<u>安全</u>局災害対策課において収集し、名古屋地方気象台及び県内市町村に伝達する。なお、震度3以上を計測した場合は、県警察にも伝達するものとする。</p> <p><b>3 市町村における措置</b></p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>																		

地震・津波災害対策計画 新旧対照表 (案)

(4) 沿岸市町村においては、強い地震（震度4程度以上）に加え、弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、次の措置をとる。

(略)

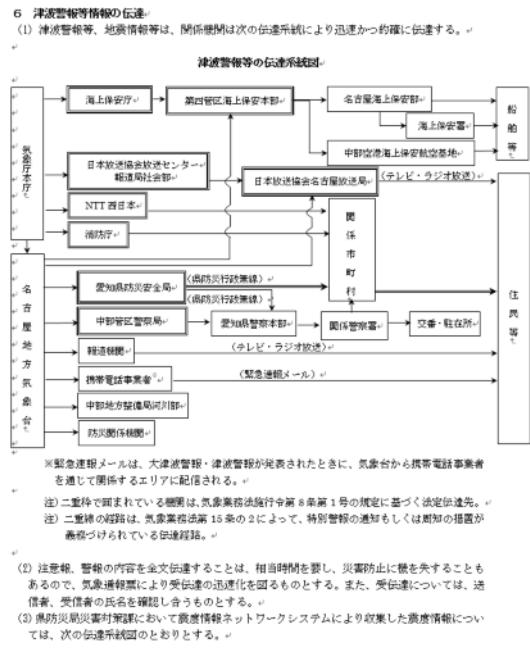
イ 津波注意報・警報の情報収集にあつては、放送機関からの情報にも留意し聴取する責任者を定めるなどの体制をとり、収集した情報の迅速かつ的確な伝達を行うこと。

128 4 報道機関における措置

日本放送協会は、気象庁から大津波警報、津波警報、緊急地震速報が通知されたときは、直ちに当該情報の放送を行う。

129 6 津波警報等情報の伝達

(3) 県防災局災害対策課において震度情報ネットワークシステムにより収集した震度情報については、次の伝達系統図のとおりとする。



(4) 沿岸市町村においては、強い地震（震度4程度以上）に加え、弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、次の措置をとる。

(略)

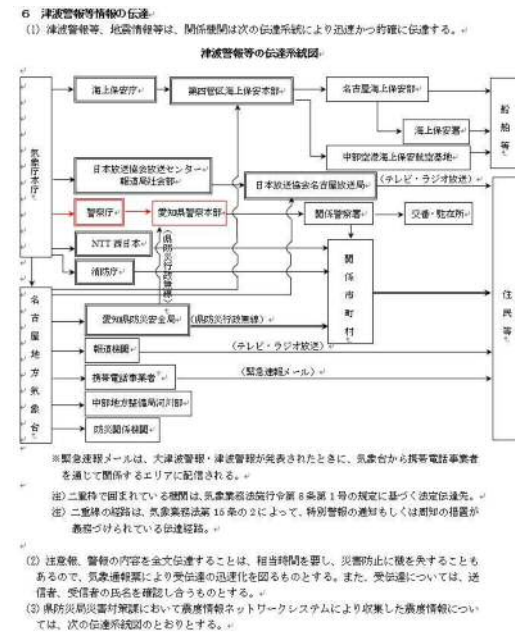
イ 津波警報等の情報収集にあつては、放送機関からの情報にも留意し聴取する責任者を定めるなどの体制をとり、収集した情報の迅速かつ的確な伝達を行うこと。

4 報道機関における措置

日本放送協会は、気象庁から大津波警報、津波警報、緊急地震速報 (警報)が通知されたときは、直ちに当該情報の放送を行う。

6 津波警報等情報の伝達

(3) 県防災安全局災害対策課において震度情報ネットワークシステムにより収集した震度情報については、次の伝達系統図のとおりとする。



表記の整理

表記の整理

表記の整理



地震・津波災害対策計画 新旧対照表（案）

	第2節 避難の指示	第2節 避難の指示	
130	<p><b>1 市町村における措置</b></p> <p>(1) 避難の指示等</p> <p>ア 津波災害</p> <p>津波警報等を覚知した場合、市町村長は直ちに<u>避難指示(緊急)</u>を行うなど、速やかに的確な<u>避難指示(緊急)等</u>を発令するものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に<u>避難指示(緊急)等</u>を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と<u>避難指示(緊急)等</u>の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。<u>避難指示(緊急)</u>の発令対象とするすべての区域において、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難を原則として指示する。大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なることに注意する。</p> <p>イ 地震に伴うその他の災害</p> <p>地震に伴うその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、<u>避難のための立退きを勧告又は指示</u>する。</p> <p>(2) 知事等への助言の要求</p> <p>市町村長は、<u>避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は屋内での待避等の安全確保措置</u>を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台又は中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。</p> <p>(3) 報告（災害対策基本法第60条第4項）</p> <p>（略）</p> <p>(4) 他市町村又は県に対する応援要求</p> <p>（略）</p> <p><b>3 県（知事又は知事の命を受けた職員）における措置</b></p> <p>(4) 市町村長への助言</p> <p>知事は、市町村長から避難のための立退きの指示等に際し助言を求められた場合は、必要な助言を行う。</p> <p>また、時機を失することなく<u>避難勧告</u>等が発令されるよう、市町</p>	<p><b>1 市町村における措置</b></p> <p>(1) 避難の指示等</p> <p>ア 津波災害</p> <p>津波警報等を覚知した場合、市町村長は直ちに<u>避難指示</u>を行うなど、速やかに的確な<u>避難指示</u>を発令するものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に<u>避難指示</u>を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と<u>避難指示</u>の対象となる地域を住民等に伝達するものとする。<u>避難指示</u>の発令対象とするすべての区域において、屋内での安全確保措置とはせず、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立退き避難を原則として指示する。大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なることに注意する。</p> <p>イ 地震に伴うその他の災害</p> <p>地震に伴うその他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、<u>避難のための立退きを指示</u>する。</p> <p>(2) 知事等への助言の要求</p> <p>市町村長は、<u>避難のための立退き</u>を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、名古屋地方気象台又は中部地方整備局又は知事に対し助言を求めることができる。</p> <p>(3) 報告（災害対策基本法第60条第4項）</p> <p>（略）</p> <p>(4) 他市町村又は県に対する応援要求</p> <p>（略）</p> <p><b>3 県（知事又は知事の命を受けた職員）における措置</b></p> <p>(4) 市町村長への助言</p> <p>知事は、市町村長から避難のための立退きの指示等に際し助言を求められた場合は、必要な助言を行う。</p> <p>また、時機を失することなく<u>避難情報</u>が発令されるよう、市町村</p>	<p>改正後の災害対策基本法第60条第1項及び第3項関係</p> <p>改正後の災害対策基本法第60条第1項関係</p>

地震・津波災害対策計画 新旧対照表（案）

<p>131</p>	<p>村に積極的に助言するものとする。</p> <p>(5) 市町村長の事務の代行 知事は、当該災害の発生により市町村が避難の指示等の事務を全部又は大部分実施できないときは、市町村長に代わって立退き等の指示等を行う。</p> <p><b>4 県警察（警察官）における措置</b></p> <p>(2) 災害対策基本法第 61 条による指示 市町村長による避難のための立退き若しくは「<u>屋内安全確保</u>」の<u>安全確保措置</u>を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き又は「<u>屋内安全確保</u>」の<u>安全確保措置</u>を指示する。</p> <p><b>7 避難の勧告・指示の内容</b> 市町村長等<u>避難の勧告・指示</u>をする者は、次の内容を明示して実施するものとする。</p> <p>(1) 避難対象地域 (2) 避難先 (3) 避難経路 (4) <u>避難勧告又は避難指示（緊急）</u>の理由 (5) その他の必要な事項</p> <p><b>8 避難の措置と周知</b> <u>避難の勧告若しくは指示</u>をした者又は機関は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を図るものとする。</p> <p>(1) 住民への周知徹底 ア <u>避難の勧告・指示</u>等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線を始めとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達する。 イ 伝達手段としては、防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機）、コミュニティFM、ケーブルテレビ、携帯電話（緊急速報メール機能</p>	<p>に積極的に助言するものとする。</p> <p>(5) 市町村長の事務の代行 知事は、当該災害の発生により市町村が避難の指示等の事務を全部又は大部分実施できないときは、市町村長に代わって立退き等の指示を行う。</p> <p><b>4 県警察（警察官）における措置</b></p> <p>(2) 災害対策基本法第 61 条による指示 町村長による避難のための立退き若しくは「<u>緊急安全確保</u>」の措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き又は「<u>緊急安全確保</u>」の措置を指示する。</p> <p><b>7 避難の指示の内容</b> 市町村長等<u>避難の指示</u>をする者は、次の内容を明示して実施するものとする。</p> <p>(1) 避難対象地域 (2) 避難先 (3) 避難経路 (4) <u>避難指示</u>の理由 (5) その他の必要な事項</p> <p><b>8 避難の措置と周知</b> <u>避難の指示</u>をした者又は機関は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を図るものとする。</p> <p>(1) 住民への周知徹底 ア <u>避難の指示</u>等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線を始めとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達する。 イ （略）</p>	<p>改正後の災害対策基本法第 61 条第 1 項関係</p> <p>改正後の災害対策基本法第 60 条第 1 項関係</p> <p>改正後の災害対策基本法第 60 条第 1 項関係</p>
<p>132</p>	<p>に積極的に助言するものとする。</p> <p>(5) 市町村長の事務の代行 知事は、当該災害の発生により市町村が避難の指示等の事務を全部又は大部分実施できないときは、市町村長に代わって立退き等の指示等を行う。</p> <p><b>4 県警察（警察官）における措置</b></p> <p>(2) 災害対策基本法第 61 条による指示 市町村長による避難のための立退き若しくは「<u>緊急安全確保</u>」の措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き又は「<u>緊急安全確保</u>」の措置を指示する。</p> <p><b>7 避難の勧告・指示の内容</b> 市町村長等<u>避難の勧告・指示</u>をする者は、次の内容を明示して実施するものとする。</p> <p>(1) 避難対象地域 (2) 避難先 (3) 避難経路 (4) <u>避難勧告又は避難指示（緊急）</u>の理由 (5) その他の必要な事項</p> <p><b>8 避難の措置と周知</b> <u>避難の勧告若しくは指示</u>をした者又は機関は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を図るものとする。</p> <p>(1) 住民への周知徹底 ア <u>避難の勧告・指示</u>等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線を始めとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達する。 イ 伝達手段としては、防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機）、コミュニティFM、ケーブルテレビ、携帯電話（緊急速報メール機能</p>	<p>に積極的に助言するものとする。</p> <p>(5) 市町村長の事務の代行 知事は、当該災害の発生により市町村が避難の指示等の事務を全部又は大部分実施できないときは、市町村長に代わって立退き等の指示を行う。</p> <p><b>4 県警察（警察官）における措置</b></p> <p>(2) 災害対策基本法第 61 条による指示 町村長による避難のための立退き若しくは「<u>緊急安全確保</u>」の措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、警察官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他に対し、避難のための立退き又は「<u>緊急安全確保</u>」の措置を指示する。</p> <p><b>7 避難の指示の内容</b> 市町村長等<u>避難の指示</u>をする者は、次の内容を明示して実施するものとする。</p> <p>(1) 避難対象地域 (2) 避難先 (3) 避難経路 (4) <u>避難指示</u>の理由 (5) その他の必要な事項</p> <p><b>8 避難の措置と周知</b> <u>避難の指示</u>をした者又は機関は、速やかに関係各機関に対して連絡するとともに、当該地域の住民に対してその内容の周知を図るものとする。</p> <p>(1) 住民への周知徹底 ア <u>避難の指示</u>等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線を始めとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達する。 イ （略）</p>	<p>改正後の災害対策基本法第 61 条第 1 項関係</p> <p>改正後の災害対策基本法第 60 条第 1 項関係</p> <p>改正後の災害対策基本法第 60 条第 1 項関係</p>

地震・津波災害対策計画 新旧対照表（案）

	<p>を含む。)、広報車の巡回、警鐘、吹き流しあるいは自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達による。</p> <p>このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話インターネット等の多様で身近なメディアを通じて住民等が情報を入手できるよう努める。</p> <p>ウ <b>避難の勧告・指示</b>は、できる限り、その理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。</p>	<p>ウ <b>避難の指示</b>は、できる限り、その理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。</p>	
	<b>第3節 住民等の避難誘導</b>	<b>第3節 住民等の避難誘導等</b>	表記の整理
132	<b>1 住民等の避難誘導</b> (略)	<b>1 住民等の避難誘導等</b> (略)	表記の整理
	<b>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</b>	<b>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</b>	
	<b>第1節 被害状況等の収集・伝達</b>	<b>第1節 被害状況等の収集・伝達</b>	
135	<p><b>1 市町村の措置</b></p> <p>(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告</p> <p>市町村は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。</p> <p>この場合において、市町村長は、被害の発生地域、<b>避難勧告</b>等の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 火災、災害即報要領に基づく報告</p> <p>ア 市町村は、火災、災害即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号。以下「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）</p> <p>また、一定規模以上の災害（即報要領「第3直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、</p>	<p><b>1 市町村の措置</b></p> <p>(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告</p> <p>市町村は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。</p> <p>この場合において、市町村長は、被害の発生地域、<b>避難情報</b>の措置を講じた地域等を地図上に表示することができる県防災情報システムの防災地理情報システムを有効に活用するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 火災、災害即報要領に基づく報告</p> <p>ア 市町村は、火災、災害即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号。以下「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。（第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。）</p> <p>また、一定規模以上の災害（即報要領「第3直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を、直接消防庁に対しても原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、</p>	<p>表記の整理</p> <p>改正後の災害対策基本法第60条第1項関係</p>

## 地震・津波災害対策計画 新旧対照表（案）

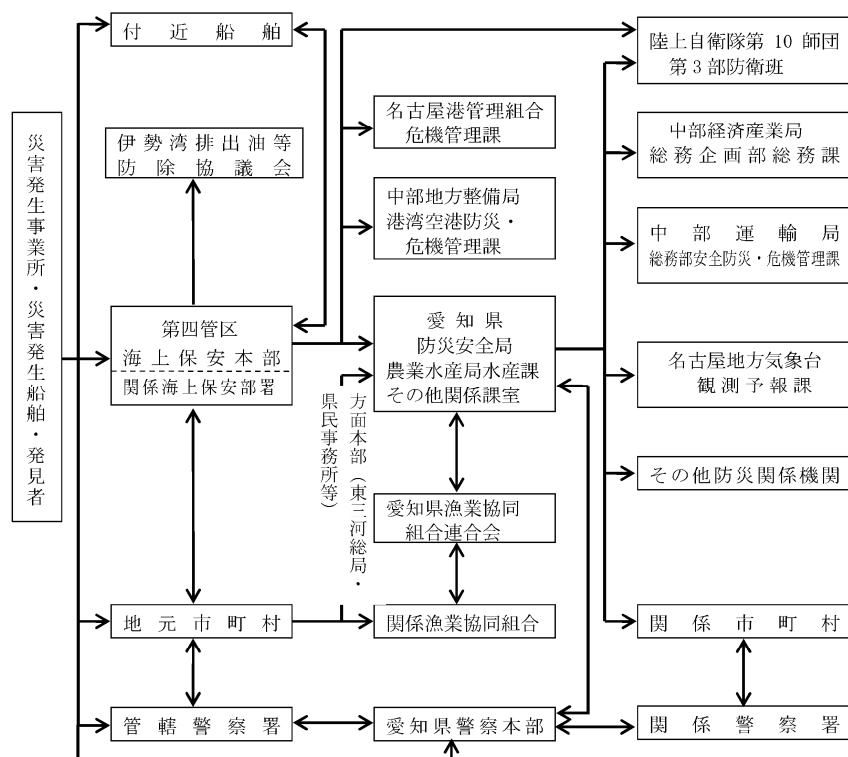
報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。

イ 確定報告にあつては、災害応急対策完了後 15 日以内に文書により県に報告する。

なお、消防機関への 119 番通報が殺到した場合については、即報要領様式に関わらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

### 6 海上排出油等に関する情報の収集・伝達系統

大量排出油等の事故が発生した場合における情報の収集、伝達系統は次のとおりである。



報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き、消防庁に対しても行う。

なお、消防機関への 119 番通報が殺到した場合については、即報要領様式に関わらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

イ 確定報告にあつては、災害応急対策完了後 15 日以内に文書により県に報告する。

### 6 海上排出油等に関する情報の収集・伝達系統

大量排出油等の事故が発生した場合における情報の収集、伝達系統は次のとおりである。

系統図の見直し

地震・津波災害対策計画 新旧対照表（案）

	<p><b>第2節 通信手段の確保</b></p>	<p><b>第2節 通信手段の確保</b></p>	
<p>140</p>	<p><b>1 県（防災安全局、関係局）、市町村及び防災関係機関における措置</b>          (5) 非常通信          ア 非常通信の通信内容          (7) 中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、県・市町村の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの。</p>	<p><b>1 県（防災安全局、関係局）、市町村及び防災関係機関における措置</b>          (5) 非常通信          ア 非常通信の通信内容          (7) 中央防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部、<b>特定災害対策本部</b>、県・市町村の防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資、資金の調達、配分、輸送等に関するもの。</p>	<p>改正後の災害対策基本法第 23 条の 3 第 1 項関係</p>
	<p><b>第3節 広報</b></p>	<p><b>第3節 広報</b></p>	
<p>143</p>	<p><b>4 広報内容</b></p>	<p><b>4 広報内容</b></p>	<p>改正後の災害対</p>



地震・津波災害対策計画 新旧対照表（案）

	<p>(2) 地域災害広報 市町村は、次の事項について広報を実施する。 (略) ク <u>避難の指示、勧告</u> (略)</p>	<p>(2) 地域災害広報 市町村は、次の事項について広報を実施する。 (略) ク <u>避難の指示</u> (略)</p>	策基本法第 60 条第 1 項関係
	<b>第 4 章 応援協力・派遣要請</b>	<b>第 4 章 応援協力・派遣要請</b>	
	<b>第 1 節 応援協力</b>	<b>第 1 節 応援協力</b>	
147	<p><b>1 県（防災安全局）における措置</b></p> <p>(1) 指定行政機関等に対する災害応急対策の実施の要請（災害対策基本法第 70 条、同法第 74 条の <u>3</u>） 知事は、県内に<u>おける</u>災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長に対し、道路の啓開や港湾・漁港施設の応急復旧その他の応援の求めや応急措置又は災害応急対策の実施を要請する。 なお、国の現地災害対策本部が設置された場合は、同本部との合同会議を活用する等により応援を要請する。</p> <p>(4) 国（内閣総理大臣）に対する応援要請（災害対策基本法第 74 条の <u>2</u>） 県は、<u>大規模災害が発生した場合で</u>、「災害時等の応援に関する協定（中部 9 県 1 市）」及び「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」では避難、救助等の対策が十分実施できない等、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し応援を要請する。</p> <p><b>2 市町村における措置</b></p> <p>(1) 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第 68 条） 市町村長は、当該市町村の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。</p> <p>(2) 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第 67 条）</p>	<p><b>1 県（防災安全局）における措置</b></p> <p>(1) 指定行政機関等に対する災害応急対策の実施の要請（災害対策基本法第 70 条、同法第 74 条の <u>4</u>） 知事は、県内に<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において</u>、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、指定行政機関の長もしくは指定地方行政機関の長に対し、道路の啓開や港湾・漁港施設の応急復旧その他の応援の求めや応急措置又は災害応急対策の実施を要請する。 なお、国の現地災害対策本部が設置された場合は、同本部との合同会議を活用する等により応援を要請する。</p> <p>(4) 国（内閣総理大臣）に対する応援要請（災害対策基本法第 74 条の <u>3</u>） 県は、<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において</u>、「災害時等の応援に関する協定（中部 9 県 1 市）」及び「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」では避難、救助等の対策が十分実施できない等、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し応援を要請する。</p> <p><b>2 市町村における措置</b></p> <p>(1) 知事に対する応援要求等（災害対策基本法第 68 条） 市町村長は、<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において</u>、当該市町村の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、知事に対して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。</p> <p>(2) 他の市町村長に対する応援要求（災害対策基本法第 67 条）</p>	<p>改正後の災害対策基本法第 74 条の 4 関係</p> <p>改正後の災害対策基本法第 74 条の 3 第 1 項関係</p> <p>改正後の災害対策基本法第 68 条関係</p> <p>改正後の災害対</p>

地震・津波災害対策計画 新旧対照表（案）

	<p>市町村長は、当該市町村の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。</p> <p>なお、市町村長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、その協定に基づき応援を求めるものとする。</p> <p>また、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要求する。この場合、応援を求められた市町村長は、県が行う市町村間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。</p>	<p>市町村長は、<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において</u>、当該市町村の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長に対して応援を求めることができる。</p> <p>なお、市町村長は、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、その協定に基づき応援を求めるものとする。</p> <p>また、協定に基づく応援で不足する場合には、協定外の市町村に対して応援を要求する。この場合、応援を求められた市町村長は、県が行う市町村間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。</p>	<p>策基本法第 67 条第 1 項関係</p>
	<p><b>第 6 節 南海トラフ地震の発生時における広域受援</b></p>	<p><b>第 6 節 南海トラフ地震の発生時における広域受援</b></p>	
157	<p><b>県（防災安全局、保健医療局、建設局、<u>都市整備局</u>）、市町村、防災関係機関における措置</b></p> <p>(5) 燃料供給 災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料を確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する活動</p>	<p><b>県（防災安全局、保健医療局、建設局、<u>都市・交通局</u>）、市町村、防災関係機関における措置</b></p> <p>(5) 燃料・<u>電気・ガス</u>の供給 災害応急活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料・<u>電気・ガス</u>を確実に確保し、迅速かつ円滑に供給する活動</p>	<p>協定の締結に伴う修正等</p>
	<p><b>第 5 章 救出・救助対策</b></p>	<p><b>第 5 章 救出・救助対策</b></p>	
	<p><b>第 2 節 海上における避難救出活動</b></p>	<p><b>第 2 節 海上における避難救出活動</b></p>	
161	<p><b>1 第四管区海上保安本部における措置</b></p> <p>(5) 救難対策 イ <u>避難の勧告・指示</u>等が発令された場合において、必要があるときは、避難者の誘導、海上輸送を行い、避難を援助する。</p>	<p><b>1 第四管区海上保安本部における措置</b></p> <p>(5) 救難対策 イ <u>避難の指示</u>等が発令された場合において、必要があるときは、避難者の誘導、海上輸送を行い、避難を援助する。</p>	<p>改正後の災害対策基本法第 60 条第 1 項関係</p>
	<p><b>第 7 章 医療救護・防疫・保健衛生対策</b></p>	<p><b>第 7 章 医療救護・防疫・保健衛生対策</b></p>	
171	<p><b>■ 基本方針</b></p> <p>○ 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、国立病院機構の病院、県立病院、市町村等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p><b>■ 基本方針</b></p> <p>○ 医療救護については、災害医療コーディネーター、周産期リエゾン、透析リエゾン、医師会、日本赤十字社、災害拠点病院、<u>災害拠点精神科病院</u>、国立病院機構の病院、県立病院、市町村等広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>令和 2 年 3 月 31 日に新たに災害拠点精神科病院を指定したため</p>

地震・津波災害対策計画 新旧対照表（案）

172	<p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地 元 医 師 会、 災 害 拠 点 病 院</td> <td>○保健医療調整会議への参画 ○臨機応急な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・ 広域搬送 <u>(追加)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 医療救護</td> <td>地 元 医 師 会、災害 拠 点 病 院</td> <td>4(1) 保健医療調整会議への 参画 4(2) 臨機応急な医療活動 4(3) 重傷患者等の受入・広域 搬送（災害拠点病院） <u>(追加)</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	地 元 医 師 会、 災 害 拠 点 病 院	○保健医療調整会議への参画 ○臨機応急な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・ 広域搬送 <u>(追加)</u>	区 分	機関名	主な措置	第1節 医療救護	地 元 医 師 会、災害 拠 点 病 院	4(1) 保健医療調整会議への 参画 4(2) 臨機応急な医療活動 4(3) 重傷患者等の受入・広域 搬送（災害拠点病院） <u>(追加)</u>	<p>■ 主な機関の応急活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>発災</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地 元 医 師 会、 災 害 拠 点 病 院、 災 害 拠 点 精 神 科 病 院</td> <td>○保健医療調整会議への参画 ○臨機応急な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・ 広域搬送 <u>○災害拠点精神科病院による精神科医療の提供・ 一時的避難患者の受入</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>■ 主な機関の措置</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1節 医療救護</td> <td>地 元 医 師 会、災害 拠 点 病 院、 <u>災 害 拠 点 精 神 科 病 院</u></td> <td>4(1) 保健医療調整会議への 参画 4(2) 臨機応急な医療活動 4(3) 重傷患者等の受入・広域 搬送（災害拠点病院） <u>4(4) 精神科医療の提供・一時 的避難患者の受入(災害 拠 点 精 神 科 病 院)</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	発災	地 元 医 師 会、 災 害 拠 点 病 院、 災 害 拠 点 精 神 科 病 院	○保健医療調整会議への参画 ○臨機応急な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・ 広域搬送 <u>○災害拠点精神科病院による精神科医療の提供・ 一時的避難患者の受入</u>	区 分	機関名	主な措置	第1節 医療救護	地 元 医 師 会、災害 拠 点 病 院、 <u>災 害 拠 点 精 神 科 病 院</u>	4(1) 保健医療調整会議への 参画 4(2) 臨機応急な医療活動 4(3) 重傷患者等の受入・広域 搬送（災害拠点病院） <u>4(4) 精神科医療の提供・一時 的避難患者の受入(災害 拠 点 精 神 科 病 院)</u>	
機関名	発災																						
地 元 医 師 会、 災 害 拠 点 病 院	○保健医療調整会議への参画 ○臨機応急な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・ 広域搬送 <u>(追加)</u>																						
区 分	機関名	主な措置																					
第1節 医療救護	地 元 医 師 会、災害 拠 点 病 院	4(1) 保健医療調整会議への 参画 4(2) 臨機応急な医療活動 4(3) 重傷患者等の受入・広域 搬送（災害拠点病院） <u>(追加)</u>																					
機関名	発災																						
地 元 医 師 会、 災 害 拠 点 病 院、 災 害 拠 点 精 神 科 病 院	○保健医療調整会議への参画 ○臨機応急な医療活動 ○災害拠点病院による重傷患者等の受入・ 広域搬送 <u>○災害拠点精神科病院による精神科医療の提供・ 一時的避難患者の受入</u>																						
区 分	機関名	主な措置																					
第1節 医療救護	地 元 医 師 会、災害 拠 点 病 院、 <u>災 害 拠 点 精 神 科 病 院</u>	4(1) 保健医療調整会議への 参画 4(2) 臨機応急な医療活動 4(3) 重傷患者等の受入・広域 搬送（災害拠点病院） <u>4(4) 精神科医療の提供・一時 的避難患者の受入(災害 拠 点 精 神 科 病 院)</u>																					
<p><b>第1節 医療救護</b></p>																							
175	<p><b>4 地元医師会、災害拠点病院における措置</b> <u>(追加)</u></p> <p>◆附属資料第10「災害拠点病院」 ◆附属資料第10「救急病院・救急診療所の認定状況」 <u>(追加)</u></p>	<p><b>4 地元医師会、災害拠点病院、<u>災害拠点精神科病院</u>における措置</b> <u>(4) 災害拠点精神科病院は、災害時における精神科医療の提供や患者の 一時的避難に対応する。</u></p> <p>◆附属資料第10「災害拠点病院」 ◆附属資料第10「救急病院・救急診療所の認定状況」 <u>◆附属資料第10「災害拠点精神科病院」</u></p>	<p>令和2年3月31日に新たに災害拠点精神科病院を指定したため</p>																				
<p><b>第2節 防疫・保健衛生</b></p>																							
178	<p><b>1 県（保健医療局）における措置</b> <u>(追加)</u></p>	<p><b>1 県（保健医療局・<u>感染症対策局</u>）における措置</b> <u>(7) 自宅療養者等の避難確保</u></p>	<p>令和2年7月8日付け「災害発</p>																				

<p>179</p>	<p><b>2 保健所設置市における措置</b> <u>(追加)</u></p>	<p><u>ア 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>イ 市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</u></p> <p><b>2 保健所設置市における措置</b></p> <p>(6) 自宅療養者等の避難確保</p> <p><u>ア 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。</u></p> <p><u>イ 防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</u></p>	<p>生時における新型コロナウイルス感染症拡大防止策の適切な実施に必要な新型コロナウイルス感染症に関する情報共有について」を踏まえた修正</p>
<p>180</p>	<p><b>5 栄養指導等</b></p> <p>県及び市町村は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><b>5 栄養指導等</b></p> <p><u>(1) 県及び市町村は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。</u></p> <p><u>(2) 市町村は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。</u></p> <p><b>◆附属資料第15「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定</b></p>	<p>令和2年3月24日に公益社団法人愛知県栄養士会と協定を締結したため</p>

地震・津波災害対策計画 新旧対照表（案）

		<b>書（県対公益社団法人愛知県栄養士会）」</b>	
	<b>第8章 交通の確保・緊急輸送対策</b>	<b>第8章 交通の確保・緊急輸送対策</b>	
	<b>第2節 道路施設対策</b>	<b>第2節 道路施設対策</b>	
191	<b>5 名古屋高速道路公社における措置</b> (2) 一般通行者に対する情報提供 一般通行者の安全を確保するため、災害発生に伴う通行止めを道路情報板等を通じて提供するとともに、パトロール中の交通管理隊により、車載拡声器による情報提供を実施し避難誘導を行う。	<b>5 名古屋高速道路公社における措置</b> (2) 一般通行者に対する情報提供 一般通行者の安全を確保するため、災害発生に伴う通行止めを道路情報板等を通じて提供するとともに、パトロール中の交通管理隊により、車載拡声器及び車載情報板による情報提供を実施し避難誘導を行う。	表記の整理
	<b>第4節 港湾・漁港施設対策</b>	<b>第4節 港湾・漁港施設対策</b>	
193	<b>1 港湾・漁港管理者（県、市町村、名古屋港管理組合）における措置</b> ◆附属資料第6「港湾BCP（衣浦港・三河港）・漁港BCP（一色漁港）」	<b>1 港湾・漁港管理者（県、市町村、名古屋港管理組合）における措置</b> ◆附属資料第6「港湾BCP（衣浦港・三河港）・漁港BCP（ <b>豊浜漁港・師崎漁港・篠島漁港</b> ・一色漁港）」	豊浜漁・師崎漁港・篠島漁港においてBCPを作成したため
	<b>第6節 緊急輸送手段の確保</b>	<b>第6節 緊急輸送手段の確保</b>	
197	<b>5 港湾・漁港管理者の措置</b> ◆附属資料第6「港湾BCP（衣浦港・三河港）・漁港BCP（一色漁港）」  <b>6 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲</b> ◆附属資料第15「船舶による輸送等に関する協定書」  <u>（追加）</u>	<b>5 港湾・漁港管理者の措置</b> ◆附属資料第6「港湾BCP（衣浦港・三河港）・漁港BCP（ <b>豊浜漁港・師崎漁港・篠島漁港</b> ・一色漁港）」  <b>6 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲</b> ◆附属資料第15「船舶による輸送等に関する協定書（ <b>県対中部沿海海運組合・東海内航海運組合・全国内航タンカー海運組合東海支部）</b> 」 ◆附属資料第15「船舶による災害時の輸送等に関する協定（ <b>県対県水難救済会）</b> 」	表記の整理、BCPの作成、協定の締結による追加
	<b>第9章 浸水・津波対策</b>	<b>第9章 浸水・津波対策</b>	
	<b>第2節 津波対策</b>	<b>第2節 津波対策</b>	
200	<b>1 関係市町村における措置</b> (2) <u>避難指示（緊急）</u> 等の発令、海岸線の監視、巡回等（略） イ 関係市町村は、津波警報等の伝達を受けたとき又は伝達ルートに	<b>1 関係市町村における措置</b> (2) <u>避難情報</u> の発令、海岸線の監視、巡回等（略） イ 関係市町村は、津波警報等の伝達を受けたとき又は伝達ルートに	改正後の災害対策基本法第60条第1項関係



地震・津波災害対策計画 新旧対照表（案）

	<p>関係なく覚知したときは、あらかじめ定められた計画に従い、市町村防災行政無線（同報系無線）、広報車等により <b>避難指示（緊急）</b> 等を発令するとともに、避難所の開設を行う。</p> <p>（略）</p> <p>(3) 津波の自衛措置</p> <p>津波は、場合によっては<b>注意報・警報</b>が伝達されるよりも早く到着する場合もあるため津波による被害が想定される関係市町村においては、(1) の情報伝達等がなくても強い地震（震度4程度以上）に加え、弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、次の措置をとる。</p> <p>（略）</p> <p>イ <b>津波注意報・警報</b>の情報収集にあつては、放送機関からの情報にも留意し聴取する責任者を定めるなどの体制をとり、収集した情報の迅速かつ的確な伝達を行うこと。</p>	<p>関係なく覚知したときは、あらかじめ定められた計画に従い、市町村防災行政無線（同報系無線）、広報車等により <b>避難情報</b> を発令するとともに、避難所の開設を行う。</p> <p>（略）</p> <p>(3) 津波の自衛措置</p> <p>津波は、場合によっては<b>津波警報等</b>が伝達されるよりも早く到着する場合もあるため津波による被害が想定される関係市町村においては、(1) の情報伝達等がなくても強い地震（震度4程度以上）に加え、弱い地震であっても長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、次の措置をとる。</p> <p>（略）</p> <p>イ <b>津波警報等</b>の情報収集にあつては、放送機関からの情報にも留意し聴取する責任者を定めるなどの体制をとり、収集した情報の迅速かつ的確な伝達を行うこと。</p>	<p>表記の整理</p>
	<p><b>第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b></p>	<p><b>第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</b></p>	
	<p><b>第2節 要配慮者支援対策</b></p>	<p><b>第2節 要配慮者支援対策</b></p>	
<p>205</p>	<p><b>1 市町村における措置</b></p> <p>(5) 福祉避難所の設置等</p> <p>自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。</p> <p>(8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握</p> <p>次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必</p>	<p><b>1 市町村における措置</b></p> <p>(5) 福祉避難所の設置等</p> <p>自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。</p> <p><u>また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u></p> <p><u>前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u></p> <p>（略）</p> <p>(8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握</p> <p>次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必</p>	<p>「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」 (R2.12) を踏まえた修正</p>

地震・津波災害対策計画 新旧対照表（案）

	<p>要な支援ニーズを収集する。                  ア 市町村国際交流協会や各種ボランティア団体との連携  <u>イ 県国際交流協会の「多言語情報翻訳システム」等の活用</u>  <u>ウ 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用</u>  <u>エ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣</u></p>	<p>要な支援ニーズを収集する。                  ア 市町村国際交流協会や各種ボランティア団体との連携  <u>(削除)</u>  <u>イ 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用</u>  <u>ウ 通訳ボランティア等の避難所等への派遣</u></p>	<p>多言語情報翻訳システムの廃止                  予定に伴う修正</p>
	<b>第11章 水・食品・生活必需品等の供給</b>	<b>第11章 水・食品・生活必需品等の供給</b>	
	<b>第1節 給水</b>	<b>第1節 給水</b>	
209	<p><b>4 応援体制</b>                  (1) ～ (6) (略)  <u>(7) 東海地震の警戒宣言が発せられた場合等の広域応援については、「愛知県水道震災広域応援実施要綱」によるものとする。</u></p>	<p><b>4 応援体制</b>                  (1) ～ (6) (略)  <u>(削除)</u></p>	<p>計画構成の見直し</p>
	<b>第2節 食品の供給</b>	<b>第2節 食品の供給</b>	
210	<p><b>1 市町村における措置</b>                  (3) 米穀の原料調達                  イ 市町村は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章I <u>第10</u>の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。</p>	<p><b>1 市町村における措置</b>                  (3) 米穀の原料調達                  イ 市町村は、米穀届出事業者等から米穀の原料（玄米）調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章I <u>第11</u>の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。</p>	<p>要領の一部改正に伴う修正</p>
	<b>第14章 ライフライン施設等の応急対策</b>	<b>第14章 ライフライン施設等の応急対策</b>	
	<b>第3節 上水道施設対策</b>	<b>第3節 上水道施設対策</b>	
224	<p><b>県（保健医療局）、水道事業者（企業庁及び市町村）における措置</b>                  (2) 応援の要請                  ア～ウ (略)  <u>エ 東海地震の警戒宣言が発せられた場合の広域応援については、「愛知県水道震災広域応援実施要綱」によるものとする。</u></p>	<p><b>県（保健医療局）、水道事業者（企業庁及び市町村）における措置</b>                  (2) 応援の要請                  ア～ウ (略)  <u>(削除)</u></p>	<p>計画構成の見直し</p>
	<b>第15章 住宅対策</b>	<b>第15章 住宅対策</b>	
	<b>■ 基本方針</b>	<b>■ 基本方針</b>	
	<p>○ 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。</p>	<p>○ 災害により、自らの資力では住宅を確保することが困難な被災者のために、短期間の一時的な住まいとして公共賃貸住宅等の空家を提供する。  <u>○ 市町村は平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の</u></p>	<p>国交省通知「空家等対策に係る災害対策基本法の規定に基づく</p>

地震・津波災害対策計画 新旧対照表（案）

		<u>確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。</u>	措置について」 (R2. 12. 25) を 踏まえた修正
	<b>第1節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定</b>	<b>第1節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定</b>	
231	<p><b>1 県（建築局）における措置</b></p> <p>(1) <u>支援本部</u>の設置 実施要綱等に基づき、市町村の判定の実施とともに、応援判定士の派遣等の後方支援を行う被災建築物応急危険度判定支援本部及び被災宅地危険度判定支援本部（以下「支援本部」という。）を設置する。 支援本部は、2(1)の<u>実施本部</u>からの要請内容や被害状況を勘案して、支援実施計画を作成する。</p> <p><b>2 市町村における措置</b></p> <p>(1) <u>実施本部</u>の設置 各市町村の区域で判定を実施するに当たり、市町村災害対策本部の中に被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。 実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の支援本部へ支援要請を行う。</p> <p>(2) 判定活動の実施 実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、判定活動を実施する。 判定活動の実施にあたっては、被災建築物の<u>応急危険度判定調査</u>、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。</p>	<p><b>1 県（建築局）における措置</b></p> <p>(1) <u>被災建築物応急危険度判定支援本部及び被災宅地危険度判定支援本部</u>の設置 実施要綱等に基づき、市町村の判定の実施とともに、応援判定士の派遣等の後方支援を行う被災建築物応急危険度判定支援本部及び被災宅地危険度判定支援本部（以下「支援本部」という。）を設置する。 支援本部は、2(1)の<u>被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部</u>からの要請内容や被害状況を勘案して、支援実施計画を作成する。</p> <p><b>2 市町村における措置</b></p> <p>(1) <u>被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部</u>の設置 各市町村の区域で判定を実施するに当たり、市町村災害対策本部の中に被災建築物応急危険度判定実施本部及び被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。 実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の支援本部へ支援要請を行う。</p> <p>(2) 判定活動の実施 実施本部は、判定士、資機材等の確保をし、判定活動を実施する。 判定活動の実施にあたっては、被災建築物<u>応急危険度判定調査</u>、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。</p>	<p>表記の整理</p> <p>表記の整理</p>
	<b>第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営</b>	<b>第4節 応急仮設住宅の設置及び管理運営</b>	
233	<b>1 県（建築局）、救助実施市及び市町村（救助実施市を除く）にお</b>	<b>1 県（建築局）、救助実施市及び市町村（救助実施市を除く）にお</b>	協定の締結に伴

地震・津波災害対策計画 新旧対照表（案）

	<p><b>る措置</b></p> <p>(1) 応援協力の要請 (略)</p> <p>◆附属資料第 15「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書（県対プレハブ建築協会・日本ツーバイフォー建築協会東海支部・全国木造建設事業協会）」</p> <p>◆附属資料第 15「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定（県対県宅地建物取引業協会・全日本不動産協会愛知県本部・愛知共同住宅協会・県農業協同組合中央会・全国賃貸住宅経営者協会連合会）」</p>	<p><b>る措置</b></p> <p>(1) 応援協力の要請 (略)</p> <p>◆附属資料第 15「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書（県、<b>名古屋市</b>対プレハブ建築協会・日本ツーバイフォー建築協会東海支部・全国木造建設事業協会・<b>日本木造住宅産業協会・日本ムービングハウス協会</b>）」</p> <p>◆附属資料第 15「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定（県、<b>名古屋市</b>対県宅地建物取引業協会・全日本不動産協会愛知県本部・愛知共同住宅協会・県農業協同組合中央会・全国賃貸住宅経営者協会連合会）」</p>	う修正
	<b>第 5 節 住宅の応急修理</b>	<b>第 5 節 住宅の応急修理</b>	
234	<p><b>1 県（建築局）及び救助実施市における措置</b></p> <p>(1) 応急修理の実施</p> <p>エ 修理の期間</p> <p>地震災害が発生してから <u>1</u> か月以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。</p> <p>(2) 応援協力の要請 (略)</p> <p>◆附属資料第 15「災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書（県対県建設業協会・県建設組合連合・全愛知建設労働組合・<b>愛知建設労働組合</b>・県建築組合連合会・県建築技術研究会・尾張設備安全防災協議会・三河管工事業者協議会・名古屋設備業協会・愛知電業協会・県電気工事業工業組合・県空調衛生工事業協会・県管工事業協同組合連合会）」</p>	<p><b>1 県（建築局）及び救助実施市における措置</b></p> <p>(1) 応急修理の実施</p> <p>エ 修理の期間</p> <p>地震災害が発生してから <u>3</u> か月以内 <u>（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6 か月以内）</u> に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。</p> <p>(2) 応援協力の要請 (略)</p> <p>◆附属資料第 15「災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書（県、<b>名古屋市</b>対県建設業協会・県建設組合連合・全愛知建設労働組合・県建築組合連合会・<b>愛知建設組合</b>・県建築技術研究会・尾張設備安全防災協議会・三河管工事業者協議会・名古屋設備業協会・愛知電業協会・県電気工事業工業組合・県空調衛生工事業協会・県管工事業協同組合連合会）」</p>	<p>災害救助事務取扱要領の改正</p> <p>協定の締結に伴う修正</p>
	<b>第 16 章 学校における対策</b>	<b>第 16 章 学校における対策</b>	
	<b>第 1 節 津波警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置</b>	<b>第 1 節 津波警報等の伝達、臨時休業及び避難等の措置</b>	



地震・津波災害対策計画 新旧対照表（案）

238	<p><b>県（教育委員会）、市町村及び国立・私立学校設置者（管理者）における措置</b></p> <p>(2) 臨時休業等の措置 授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、次により臨時休業等の措置をとる。</p> <p>ア 県立学校 学校の置かれている地域の津波警報等に留意し、あらかじめ定めた基準により <u>県立学校管理規則等</u> に基づき校長が行う。<u>休校</u> 措置を実施した場合は速やかに県教育委員会に報告する。</p>	<p><b>県（教育委員会）、市町村及び国立・私立学校設置者（管理者）における措置</b></p> <p>(2) 臨時休業等の措置 授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、次により臨時休業等の措置をとる。</p> <p>ア 県立学校 学校の置かれている地域の津波警報等に留意し、あらかじめ定めた基準により <u>学校教育法施行規則</u> に基づき校長が行う。<u>休業</u> 措置を実施した場合は速やかに県教育委員会に報告する。</p>	表記の整理
<b>第4編 災害復旧・復興</b>		<b>第4編 災害復旧・復興</b>	
<b>第4章 被災者等の生活再建等の支援</b>		<b>第5章 被災者等の生活再建等の支援</b>	
<b>第1節 第一次建築制限</b>		<b>第1節 第一次建築制限</b>	
249	<p><b>2 県（都市整備局・建築局）における措置</b></p> <p><b>第5章 被災者等の生活再建等の支援</b></p> <p><b>第1節 罹災証明書の交付等</b></p>	<p><b>2 県（都市・交通局・建築局）における措置</b></p> <p><b>第5章 被災者等の生活再建等の支援</b></p> <p><b>第1節 罹災証明書の交付等</b></p>	
252	<p><b>1 県（防災安全局）における措置</b></p> <p>(1) 市町村の支援等 <u>(追加)</u></p>	<p><b>1 県（防災安全局）における措置</b></p> <p>(1) 市町村の支援等 <u>◆附属資料第15「災害時における家屋被害認定業務に関する基本協定書（県対県建築士事務所協会、愛知建築士会、県土地家屋調査士会、県不動産鑑定士協会）」</u></p>	協定の締結による追加
<b>第2節 被災者への経済的支援等</b>		<b>第2節 被災者への経済的支援等</b>	
253	<p><b>1 県（総務局、福祉局、防災安全局、会計局、各種免許・手数料等所管局）における措置</b></p> <p>(1) 被災者生活再建支援金の支給 ア 県は、被災者生活再建支援法に基づき、同法の適用となる自然災害により <u>全壊またはこれに準ずる程度の被害を受けた世帯</u> に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。 (略)</p>	<p><b>1 県（総務局、福祉局、防災安全局、会計局、各種免許・手数料等所管局）における措置</b></p> <p>(1) 被災者生活再建支援金の支給 ア 県は、被災者生活再建支援法に基づき、同法の適用となる自然災害により <u>その生活基盤に著しい被害を受けた世帯</u> に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。 (略)</p>	被災者生活再建支援法の改正に伴う修正



地震・津波災害対策計画 新旧対照表（案）

254	<p><b>5 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）における措置</b></p> <p>「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害により全壊又はこれに準ずる程度の被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。</p> <p>（略）</p>	<p><b>5 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）における措置</b></p> <p>「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。</p> <p>（略）</p>	被災者生活再建支援法の改正に伴う修正																								
261	<p><b>第5編 東海地震に関する事前対策</b></p>	<p><b>（削除）</b></p>	別紙へ整理																								
	<p><b>（新設）</b></p>	<p><b>第5編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応</b></p>																									
<p>112 （現行） 261 （修正案）</p>	<p><b>（第2編第15章 南海トラフ地震臨時情報に対する防災対応）</b></p> <p>■ <b>主な機関の措置</b></p> <table border="1" data-bbox="264 624 1070 1166"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>第1節</b> 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応</td> <td>県、市町村、防災関係機関</td> <td>情報収集・連絡体制の整備</td> </tr> <tr> <td><b>第2節</b> 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応</td> <td>県、市町村、防災関係機関</td> <td>情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ 避難対策等</td> </tr> <tr> <td><b>第3節</b> 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応</td> <td>県、市町村、防災関係機関</td> <td>情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主な措置	<b>第1節</b> 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	県、市町村、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備	<b>第2節</b> 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	県、市町村、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ 避難対策等	<b>第3節</b> 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	県、市町村、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ	<p>■ <b>主な機関の措置</b></p> <table border="1" data-bbox="1153 624 1960 1166"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>機関名</th> <th>主な措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><b>1.</b> 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応</td> <td>県、市町村、防災関係機関</td> <td>情報収集・連絡体制の整備</td> </tr> <tr> <td><b>2.</b> 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応</td> <td>県、市町村、防災関係機関</td> <td>情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ 避難対策等</td> </tr> <tr> <td><b>3.</b> 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応</td> <td>県、市町村、防災関係機関</td> <td>情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	機関名	主な措置	<b>1.</b> 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	県、市町村、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備	<b>2.</b> 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	県、市町村、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ 避難対策等	<b>3.</b> 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	県、市町村、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ	計画構成の見直し
区 分	機関名	主な措置																									
<b>第1節</b> 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	県、市町村、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備																									
<b>第2節</b> 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	県、市町村、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ 避難対策等																									
<b>第3節</b> 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	県、市町村、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ																									
区 分	機関名	主な措置																									
<b>1.</b> 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応	県、市町村、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備																									
<b>2.</b> 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応	県、市町村、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ 避難対策等																									
<b>3.</b> 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応	県、市町村、防災関係機関	情報収集・連絡体制の整備 住民への周知・呼びかけ																									
<p>112 （現行） 261 （修正案）</p>	<p><b>第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応</b></p>	<p><b>1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の対応</b></p>	計画構成の見直し																								

地震・津波災害対策計画 新旧対照表（案）

<p>112 (現行) 261 (修正案)</p>	<p><b>第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応</b></p>	<p><b>2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応</b></p>	<p>計画構成の見直し</p>
<p>112 (現行) 261 (修正案)</p>	<p><b>2 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保すべき期間</b>                  県（防災安全局、関係局）及び市町村は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（<u>南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。</u>）に対して、警戒する体制を確保するものとする。また、当該期間の経過後1週間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。                   (略)</p>	<p><b>2 後発地震に対して警戒・注意する体制を確保すべき期間</b>                  県（防災安全局、関係局）及び市町村は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（<u>規模は最大クラス（M9）を想定</u>）に対して、警戒する体制を確保するものとする。また、当該期間の経過後1週間、後発地震に対して注意する体制を確保するものとする。                   (略)</p>	<p>表記の整理</p>
<p>113 (現行) 262 (修正案)</p>	<p><b>4 避難対策等</b>                  (1) 地域住民等の避難行動等                  (略)                  県（防災安全局、関係局）及び市町村は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認して<u>おき</u>、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等除く。）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。</p>	<p><b>4 避難対策等</b>                  (1) 地域住民等の避難行動等                  (略)                  県（防災安全局、関係局）及び市町村は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認して国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等除く。）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。</p>	<p>表記の整理</p>
<p>116 (現行) 265</p>	<p><b>10 県が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策</b>                  (3) 災害応急対策の実施上重要な建物                  (略)</p>	<p><b>10 県が管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策</b>                  (3) 災害応急対策の実施上重要な建物                  (略)</p>	<p>表記の整理</p>

地震・津波災害対策計画 新旧対照表（案）

(修正案)	<p>イ 県は、<u>市町村推進計画</u>に定める避難所又は救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>イ 県は、<u>市町村が南海トラフ地震防災対策推進計画</u>に定める避難所又は救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。</p> <p>(略)</p>																							
116 (現行) 265 (修正案)	<p><b>第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応</b></p>	<p><b>3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の対応</b></p>	<p>計画構成の見直し</p>																						
	<p><b>(参考 南海トラフ地震に関連する情報)</b></p>	<p><b>(参考 南海トラフ地震に関連する情報)</b></p>																							
118 (現行) 267 (修正案)	<p>「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件</p> <table border="1" data-bbox="235 619 1093 973"> <thead> <tr> <th>発表時間</th> <th>キーワード</th> <th>各キーワードを付記する条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震発生等から5～30分程度</td> <td>調査中</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">地震発生等から最短で2時間程度</td> <td>巨大地震警戒</td> <td rowspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>巨大地震注意</td> </tr> <tr> <td>調査終了</td> </tr> </tbody> </table>	発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件	地震発生等から5～30分程度	調査中	(略)	地震発生等から最短で2時間程度	巨大地震警戒	(略)	巨大地震注意	調査終了	<p>「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件</p> <table border="1" data-bbox="1120 619 1977 973"> <thead> <tr> <th>発表時間</th> <th>キーワード</th> <th>各キーワードを付記する条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地震発生等から5～30分</td> <td>調査中</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">地震発生等から最短で2時間</td> <td>巨大地震警戒</td> <td rowspan="3">(略)</td> </tr> <tr> <td>巨大地震注意</td> </tr> <tr> <td>調査終了</td> </tr> </tbody> </table>	発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件	地震発生等から5～30分	調査中	(略)	地震発生等から最短で2時間	巨大地震警戒	(略)	巨大地震注意	調査終了	<p>表記の整理</p>
発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件																							
地震発生等から5～30分程度	調査中	(略)																							
地震発生等から最短で2時間程度	巨大地震警戒	(略)																							
	巨大地震注意																								
	調査終了																								
発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件																							
地震発生等から5～30分	調査中	(略)																							
地震発生等から最短で2時間	巨大地震警戒	(略)																							
	巨大地震注意																								
	調査終了																								

地震・津波災害対策計画 新旧対照表 (案)

	<p style="text-align: center;"><b>南海トラフ地震臨時情報発表のフロー</b></p> <p>※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)          ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)          ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の面着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりにすべりが観測された場合(ゆっくりにすべりケース)</p>	<p style="text-align: center;"><b>南海トラフ地震臨時情報の情報発表までの流れ</b></p> <p>※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)          ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)          ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の面着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりにすべりが観測された場合(ゆっくりにすべりケース)</p>	<p>図の修正</p>
<p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>※大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画として定める「地震防災応急対策に係る措置に関する事項」は、別紙「東海地震に関する事前対策」のとおり。  <b>◆別紙「東海地震に関する事前対策」</b></p>	<p>計画構成の見直し</p>
<p>261 (現行)</p>	<p><b>(新設) (第5編「東海地震に関する事前対策」)</b></p>	<p><b>別紙「東海地震に関する事前対策」</b>          (現在、気象庁による「東海地震に関連する情報」の発表は行われていない。)</p>	
<p><b>第1章 対策の意義及び東海地震に関連する情報</b></p> <p><b>第1節 東海地震に関する事前対策の意義</b></p> <p>(略)</p> <p>また、地震防災強化計画には、地震防災応急対策のほか、東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、東海地震に係る防災訓練に関する事項、及び東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項について定めることとされているが、こ</p>	<p><b>第1章 対策の意義及び東海地震に関連する情報</b></p> <p><b>第1節 東海地震に関する事前対策の意義</b></p> <p>(略)</p> <p>また、地震防災強化計画には、地震防災応急対策のほか、東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、東海地震に係る防災訓練に関する事項、及び東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項について定めることとされているが、こ</p>		<p>計画構成の見直し</p>

地震・津波災害対策計画 新旧対照表（案）

<p>これらの事項については、<u>第2編「災害予防」において定める。</u></p>	<p>これらの事項については、<u>次のとおりとする。</u></p> <p><b><u>1 東海地震に係る地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項</u></b>  <u>第2編「災害予防」第2章「建築物等の安全化」第5節「地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備」で定めるとおり。</u></p> <p><b><u>2 東海地震に係る防災訓練に関する事項</u></b>  <u>第2編「災害予防」第12章「防災訓練及び防災意識の向上」第1節「防災訓練の実施」で定めるとおり。</u>  <u>加えて、県は、東海地震の警戒宣言発令時の地震防災応急対策の周知、関係機関及び住民の自主防災体制との連携強化を目的として、中央防災会議の主唱により行われる国の総合防災訓練と連携を図りながら、警戒宣言の発令並びに東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報（臨時）の発表に基づく非常配備員の参集訓練、情報の伝達・広報の訓練、地震防災応急対策の実施訓練などを実施する。</u></p> <p><b><u>3 東海地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項</u></b>  <u>第2編「災害予防」第12章「防災訓練及び防災意識の向上」第2節「防災のための意識啓発・広報」及び第3節「防災のための教育」で定めるとおり。</u>  <u>加えて、次の措置を実施するものとする。</u></p> <p><b><u>〔教育に関する事項〕</u></b>  <b><u>県（防災安全局）における措置</u></b>  <u>第2編第12章第3節2で定める事項に加え、次の事項を教育する。</u>  <u>(1) 東海地震の予知に関する知識</u>  <u>(2) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づく措置の内容</u>  <u>(3) 警戒宣言が発せられた場合及び東海地震に関連する情報が発表された場合にとるべき行動に関する知識</u></p> <p><b><u>中部運輸局における措置</u></b></p>	
---------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--



地震・津波災害対策計画 新旧対照表 (案)

警戒宣言が発せられた場合に、自動車運送事業に従事する運転者として適切な行動がとれるよう、次により事前に自動車運送事業に従事する者に対する教育を徹底するものとする。

(1) 講習会を媒体とした教育

運行管理者講習

(2) 広報誌を媒体とした教育

交通関係団体の広報誌

**〔広報に関する事項〕**

**県（防災安全局、関係局）、市町村、県警察及び名古屋地方気象台等における措置**

(1) 防災意識の啓発

県は、警戒宣言発令時に県民が的確な判断に基づき行動できるよう、第3編第12章第2節で定める事項に加え、次の事項を啓発する。

名古屋地方気象台は、第3編第12章第2節で定める事項に加え、次の事項について解説に努め、正しい知識について啓発を図る。

ア 東海地震の予知に関する知識

イ 東海地震に関連する情報及び警戒宣言の内容・性格並びにこれに基づく措置の内容

ウ 警戒宣言が発せられた場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う避難・救助活動、初期消火及び自動車運行自粛等防災上とるべき行動に関する知識

(2) 防災に関する知識の普及

県及び市町村は、第3編第12章第2節で定める事項に加え、警戒宣言発令時の心得に関する事項に留意する。

(3) 自動車運転者に対する広報

県、市町村及び県警察は、警戒宣言が発せられた場合において、運転者として適切な行動がとれるよう事前に必要な広報等を行うこととする。

(4) 家庭内備蓄等の推進

県及び市町村は、警戒宣言が発せられた場合、食料その他生活必需品の入手が困難になるおそれがあるため、第3編第12章第2節

地震・津波災害対策計画 新旧対照表（案）

		<p><u>で定めるとおり家庭内備蓄等を推進する。</u>  <u>また、警戒宣言が発せられた場合、発災による断水に備えて、緊急に貯水するよう呼びかける。</u></p>	
	<b>第2章 地震災害警戒本部の設置等</b>	<b>第2章 地震災害警戒本部の設置等</b>	
	<b>第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等</b>	<b>第4節 警戒宣言後の避難状況等に関する情報の収集、伝達等</b>	
261 (現行)	<p><b>2 報告事項・時期</b></p> <p>(2) それ以降は、「避難・地震防災応急対策の実施状況報告（様式2）」により報告することとし、報告事項及び報告時期は、次のとおりとする。</p> <p>ア 報告事項は、次の事項とする。</p> <p>（略）</p> <p>③ 東海地震予知情報の伝達、<u>避難勧告・指示</u></p> <p>（略）</p>	<p><b>2 報告事項・時期</b></p> <p>(2) それ以降は、「避難・地震防災応急対策の実施状況報告（様式2）」により報告することとし、報告事項及び報告時期は、次のとおりとする。</p> <p>ア 報告事項は、次の事項とする。</p> <p>（略）</p> <p>③ 東海地震予知情報の伝達、<u>避難指示</u></p> <p>（略）</p>	改正後の災害対策基本法第60条第1項関係
	<b>第4章 発災に備えた直前対策</b>	<b>第4章 発災に備えた直前対策</b>	
	<b>第1節 避難対策</b>	<b>第1節 避難対策</b>	
280 (現行)	<p><b>1 市町村における措置</b></p> <p>(1) 避難対象地区の周知</p> <p>市町村は、警戒宣言が発せられた場合において<u>避難指示（緊急）</u>等の対象となるべき津波危険地域、がけ地崩壊危険地域等の範囲（以下「避難対象地区」という。）を、あらかじめ地域防災計画において、警戒宣言発令時の<u>避難勧告</u>等の対象地区として定め、対象地区の範囲、想定される危険の種類、避難場所、避難ルート、その他避難に関する注意事項を、関係地区住民に対して周知するものとする。</p> <p>なお、津波に係る避難対象地区においては、観光客、海水浴客、釣り人等の外来者の避難対策を講じておくものとする。</p> <p>(2) <u>避難の勧告</u>等</p> <p>市町村長は、警戒宣言が発せられた場合において、住民等の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、あらかじめ定めた避難対象地区について、<u>避難の勧告、又は指示</u>を行い、あるいは警戒区域の設定を行う。</p>	<p><b>1 市町村における措置</b></p> <p>(1) 避難対象地区の周知</p> <p>市町村は、警戒宣言が発せられた場合において<u>避難情報</u>の対象となるべき津波危険地域、がけ地崩壊危険地域等の範囲（以下「避難対象地区」という。）を、あらかじめ地域防災計画において、警戒宣言発令時の<u>避難情報</u>の対象地区として定め、対象地区の範囲、想定される危険の種類、避難場所、避難ルート、その他避難に関する注意事項を、関係地区住民に対して周知するものとする。</p> <p>なお、津波に係る避難対象地区においては、観光客、海水浴客、釣り人等の外来者の避難対策を講じておくものとする。</p> <p>(2) <u>避難の指示</u>等</p> <p>市町村長は、警戒宣言が発せられた場合において、住民等の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、あらかじめ定めた避難対象地区について、<u>避難の指示</u>を行い、あるいは警戒区域の設定を行う。</p>	改正後の災害対策基本法第60条第1項関係

地震・津波災害対策計画 新旧対照表（案）

第5章 県が管理又は運営する施設に関する対策		第5章 県が管理又は運営する施設に関する対策	
第3節 港湾・漁港		第3節 港湾・漁港	
302 (現行)	県（ <b>建設局</b> 、農林基盤局）における措置	県（ <b>都市・交通局</b> 、農林基盤局）における措置	組織改正による 修正
第4節 空港		第4節 空港	
303 (現行)	県（ <b>建設局</b> ）における措置	県（ <b>都市・交通局</b> ）における措置	組織改正による 修正